# 糸島市公共施設等総合管理計画

第1期アクションプラン (2019年度~2030年度)

> 2019 年 3 月 糸島市

# 公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン

# 目 次

Ι	フ	<sup>7</sup> クションプランの概要													
-	1	策定の背景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	2	目的、位置づけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(	3	計画期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	4	基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
Π	穿	51期アクションプランにおける取組													
-	1	公共建築物における施設類型別の取組													5
	(1	)市民利用施設:市民文化・社会教育施設													5
		● コミュニティ関連施設(校区公民館)													5
		● 図書館	•	•	•	•	•	•	•	•				•	11
		● 博物館等(博物館、資料館など)	•		•	•	•	•	•	•				•	1 3
		● その他施設(男女共同参画センター、伊都文	:化	会	館	な	ع	)						•	17
	(2	)市民利用施設:スポーツ施設				•	•	•	•		•		•		20
		● スポーツ施設(体育館、野球場など)						•			•	•	•		20
	(3	)市民利用施設:産業・観光施設	•		•	•	•					•	•	•	2 7
		● 産業振興施設(ワークプラザ、応援プラザな	ے:	)				•	•		•	•	•		2 7
		● 観光施設(白糸の滝、公衆トイレなど)	•					•	•		•	•	•		3 1
	(4	<b>)市民利用施設:学校教育施設</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
		● 小学校	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
		● 中学校	•					•	•		•	•	•		4 2
	(5	)市民利用施設:保健福祉施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 6
		● 保健衛生施設(丸田納骨堂、斎場、急患セン	タ	_	)				•	•	•	•	•	•	4 6
		● 健康・社会福祉施設(あごら、ふれあいなど	(				•	•	•	•	•	•	•	•	4 9
		● 高齢者福祉施設(二丈苑、はつらつ館など)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 3
		● 児童福祉施設(子育て支援センター、児童ク	ラ	ブ	な	ع	)				•	•	•	•	5 7
	(6	)行政施設:行政施設 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 3
		● 庁舎等(市役所、交流プラザなど) ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6 3
		● 教育施設(教育センター、教育相談室など)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
		● 消防施設(消防本部、消防署出張所、分団詰	所	)				•	•	•	•	•	•	•	7 4
		● 環境施設(クリーンセンター、し尿処理セン	ク	_	な	ځ	)				•	•	•	•	8 0
		● その他施設(貸付等施設、小水力発電所など	(			•	•	•	•	•	•	•	•		8 3
	(7	)都市関連施設:市営住宅 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		88
		● 市営住宅 ・													88

# 公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン

(8) その他:その他															9 5
● その他施設(納骨堂、農業関連施設)															95
●(ひ心心故(柳月主、反木内足心政)															5 0
2 リーディングプロジェクト															9 7
(1)志摩初地域施設再配置事業															9 7
(2)市民・人権センター(仮称)事業														1	03
(2) IDA NIECZY (MIT) TA														·	
3 インフラ施設における施設類型別の取組														1	0 6
(1)都市関連施設:都市基盤施設														1	06
● 市道														1	0 6
● 橋りょう														1	0 8
● 農道														1	10
● 林道														1	1 2
● 林道橋														1	1 4
● 河川														1	1 6
● 農業用施設(ため池等)														1	1 7
● 排水機場														1	1 9
● 都市公園(公園)														1	2 3
● 都市公園(公園公衆便所等)			•			•					•	•	•	1	2 5
● 公共交通関連施設	•		•			•					•		•	1	3 5
(2)都市関連施設:漁港	•		•		•	•		•	•		•		•	1	4 0
● 漁港	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 0
(3)公営企業会計施設:上水道施設	•		•		•	•		•	•		•		•	1	4 2
● 上水道(水道管)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 2
● 上水道(施設)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 4
(4)公営企業会計施設:下水道施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 6
● 下水道(下水道管)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 6
● 下水道(施設)	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 8
Ⅲ アクションプランの推進に向けて															
1 第1期における目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 1
2 市民参画による取組の推進	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 4
3 取組の推進体制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 5
4 進行管理と見直し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	56
5 財政計画との整合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 7
6 第2期に向けた考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5 8
参考資料 用語の説明(50音順)														1	5 9
がつえず 川叩い肌切(UU目順)	_		-	-	-	_	-	-	-	-	-			1	5 3

# I アクションプランの概要

#### 1 策定の背景

我が国では、全国的な傾向として、多くの公共建築物及びインフラ施設(以下「公共施設等 $^{1}$ 」という。)が高度経済成長期から整備されており、その老朽化対策が大きな課題となっています。

この課題に対応するため、国は平成26年4月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

国の要請に基づき糸島市では、本市を取り巻く社会状況と公共施設等の現状を把握し、2017 年度から 2060 年度までの 44 年間という長期的な視点に立ち、公共施設等に対する基本的な方針を定めた、「糸島市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。) を平成 29 年 2 月に策定しました。

総合管理計画においては、現在の財政規模で既存の公共施設等をそのまま保有することは困難であるため、以下のとおり基本原則を定めています。

【公共建築物】 i 量を減らす(総量削減) ii 組み合わせる(複合化)

【インフラ施設】 i 長く使う(長寿命化) ii 費用を抑える(費用抑制)



また、具体的な目標として、現在保有している<u>公共建築物の延床面積を25%削減する</u>ことを定めています。

この目標を達成し、将来にわたって真に必要な市民サービスを提供できるようにするためには、人口の推移や財政状況を考慮しながら、公共施設等の質・量・コストが最適な状態になるよう長期的な"公共施設マネジメント"の取組が求められます。そのため、総合管理計画では、2019年度から12年間を第1期とし、その後10年間毎に第2期、第3期及び第4期とする具体的なアクションプランを策定することとしています。

#### 2 目的、位置づけ

アクションプランは、総合管理計画に基づき、具体的な施設の複合化<sup>2</sup>や統廃合等による公共施設等の最適化を図るとともに、施設の改修・建替え(更新)等の発生時期を見通したうえで、分野横断的な視点を踏まえ、事業化する時期の平準化<sup>3</sup>による安定的な財政運営を図るための行動計画として策定するものです。

そのため、アクションプランでは、個別の公共施設等について、いつ、どのような取

1

公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有、管理する建築物その他の工作物。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 複数の施設を統合して複数の機能を持った施設とすること。様々な施設の組み合わせが可能で、統合により規模を縮小しながらも機能の拡充 が図られ、多様なニーズへの対応や多世代の市民利用などが実現できる。

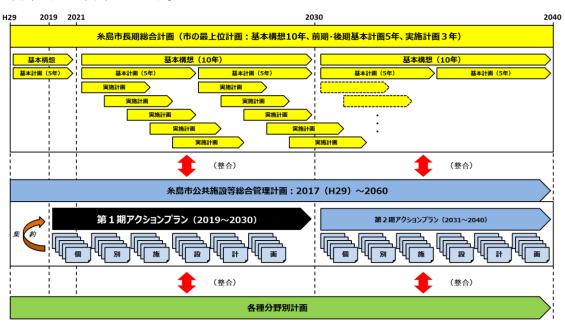
 $<sup>^3</sup>$  凹凸のあるものを均して平らにすること。

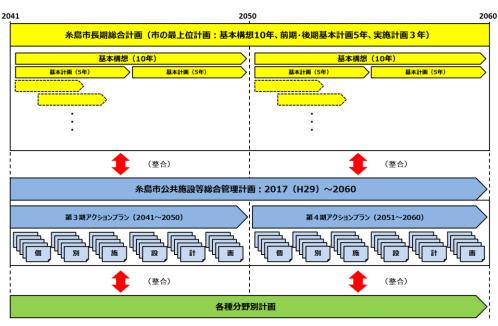
組をしていくかの具体的な方針を定めることにより、安定的な財政運営と公共施設等の 最適な配置の実現を目的としています。

なお、アクションプランは総合管理計画の実効性を高めるため、本市の最上位計画である第1次糸島市長期総合計画<sup>4</sup>と整合を図りながら、着実に推進していきます。

# 3 計画期間

アクションプランは、総合管理計画の期間を 4 期に分け、その期間における具体的な取組を取りまとめたものであり、第 1 期については、2019 年度から 2030 年度までの 12 年間を計画期間とします。





<sup>4</sup> 本市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなる計画。第 1 次の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間。前期基本計画期間 5 年、後期基本計画期間 5 年に分かれている。

2

#### 4 基本的な考え方

第1期アクションプランでは、総合管理計画の基本理念、取組方針、基本原則に基づき、以下の考えに沿って、今後12年間で実施する公共施設マネジメントの取組を推進します。

#### ➡ 公共建築物の総量を削減

現在提供しているサービスの水準を出来る限り維持しながら、公共建築物の延床面積の総量を削減します。

#### ➡ 施設 (機能)の複合化、集約化

施設の総量削減については、複合化、集約化<sup>5</sup>等の手法により取り組むことを基本とします。なお、複合化等について施設ありきで検討するのではなく、必要なサービスを維持しながら機能を複合化することで、総量を削減していくことを検討します。

# ➡ 安全確保を最優先

公共施設は不特定多数の市民が訪れ、様々な活動が営まれているとともに、災害時の避難場所に指定されている施設など、防災上重要な施設もあるため、施設の安全確保を最優先に対応します。

なお、維持することが困難と判断した施設については、安全確保の観点から、施設 廃止も含めて検討します。

# ➡ 施設の長寿命化

定期点検等の実施や予防保全<sup>6</sup>に取り組むことで、公共施設等の長寿命化<sup>7</sup>を図ります。 なお、公共建築物については、職員を含む施設管理者が効率的・効果的な自主点検 が実施できるよう、「施設点検マニュアル」の策定に取り組みます。

# ➡ 維持管理・修繕・更新等に係るコストの削減

施設の適切な維持管理、定期点検等による劣化状況等の結果とともに、施設の重要 度を踏まえ、計画的な修繕、改修、建替え(更新)等を実施します。

なお、予防保全や時期を捉えた修繕を実施することで、長期的な視点でのコスト削減に取り組みます。

複数の施設を統合すること。特に、同じような種類の施設を統合する場合は、効率的な運営が可能となり、規模を縮小しながらも機能の重点 化や充実化を図ることができる。

 $<sup>^6</sup>$  各種機器等の保守を故障等の不具合が発生する前に計画的に行うこと。時間(期間)を基準としたり、状態を基準としたりする方法などがある

<sup>7</sup> 既存施設の定期保全や改修等により、施設の耐久性や機能水準を維持向上させ、長く使用できるようにすること。

# ➡ 誰もが使いやすい公共施設へ

公共施設等は年齢や性別等の違い、障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用でき、また利用しやすい施設である必要があります。

そのため、施設の大規模改修や建替え(更新)を実施する場合は、ユニバーサルデザイン $^8$ を考慮し、施設の充実に取り組みます。

-

 $<sup>^{8}</sup>$  すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

# Ⅱ 第1期アクションプランにおける取組

1 公共建築物における施設類型別の取組

(1) 市民利用施設:市民文化・社会教育施設

● コミュニティ関連施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
波多江公民館	1,532.96 m	2013	5	S造	_	不要	
東風公民館	926.17 m	2005	13	S造	_	不要	
前原公民館	1,202.92 m	1993	25	RC造	_	不要	
前原南公民館	820.98 m	1984	34	RC造	_	不要	
南風公民館	893.14 m	2002	16	S造	_	不要	
加布里公民館	836.27 m	1997	21	RC造	_	不要	
長糸公民館	701.71 m	1994	24	RC造	_	不要	
雷山公民館	696.14 m	1993	25	RC造		不要	
怡土公民館	677.67 m	1986	32	RC造	_	不要	
一貴山公民館	656.39 m	2010	8	S造	_	不要	
深江公民館	2,470.48 m <sup>2</sup>	1998	20	SRC 造		不要	
福吉公民館	745.39 m <sup>2</sup>	2010	8	S造		不要	
可也公民館	1,664.65 m	1984	34	SRC 造	_	不要	
桜野公民館	497.00 m	2001	17	RC造	_	不要	
引津公民館	837.64 m	1990	28	SRC 造		不要	
コミュニティ関連施設合計	15,159.51 m						

凡例)S 造:鉄骨造 RC 造:鉄筋コンクリート造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準<sup>9</sup>」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準<sup>10</sup>で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

# ② 現状と課題

・ 築 30 年以上経過している建築物が3館あり、老朽化が著しい施設があります。

<sup>9 1981 (</sup>昭和56) 年6月1日以降の建築確認 (建築確認済証の交付日) において適用されている基準のこと。

 $<sup>^{10}</sup>$  1981 (昭和 56) 年 5 月 31 日までの建築確認(建築確認済証の交付日)において適用されている基準のこと。

- ・ 各施設とも老朽化に伴う不具合が頻発し、修繕が続いている状況であるため、計画的な大規模改修を 行う必要があります。
- ・ 公民館のコミュニティセンター<sup>11</sup>化を推進するとともに、地域の実情に応じた利用しやすい施設にするための 検討が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.36)

# 【主な方針 ⇒ 複合化、長寿命化など】

コミュニティセンター化及び学校施設など近隣施設との複合化を基本に、地域の拠点づくりを 検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

												/•·	100	ני נידויו
±⊢=□. <i>← 1</i>	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
波多江公民館	維持	維持												$\Rightarrow$
東風公民館	維持	維持												$\Rightarrow$
前原公民館	維持	改修				$\rightarrow$	改修	改修						$\rightarrow$
前原南公民館	拡大	更新	<b>&gt;</b>	更新	更新									$\Rightarrow$
南風公民館	維持	維持												$\rightarrow$
加布里公民館	維持	改修									$\Rightarrow$	改修	改修	<b>=</b>
長糸公民館	維持	改修	改修				$\rightarrow$	改修	改修					$\rightarrow$
雷山公民館	維持	改修			$\rightarrow$	改修	改修							$\rightarrow$
怡土公民館	維持	改修		$\Rightarrow$	改修	改修								$\Rightarrow$
一貴山公民館	維持	維持												$\rightarrow$
深江公民館	維持	維持												$\Rightarrow$
福吉公民館	維持	維持												$\Rightarrow$
可也公民館	複合	複合 解体											$\rightarrow$	複合 解体
桜野公民館	維持	維持												$\rightarrow$

<sup>11</sup> 防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうという「まちづくり活動」を実践するための活動拠点。 公民館は社会教育法に基づき運営されるが、コミュニティセンターは本市の条例に基づき運営する。

※ ➡ は維持

	施設名称	方向	可性												
		機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	引津公民館	維持	改修		$\Rightarrow$	改修	改修								$\Rightarrow$

凡例) 複合解体:他の施設に複合後、建物を解体するもの

- コミュニティセンター化を推進し、まちづくりのための活動拠点としての活用を目指します。
- ・ これまで築 40 年程度で建替え(更新)を実施してきましたが、今後は築 30 年程度を経過する時期に、施設の点検結果に基づく長寿命化等の必要な対策を施すことにより耐用年数を延伸し、建物の使用目標年数を 60 年とします。※ 法定耐用年数: 50 年(RC 造・SRC 造)、38 年(S 造)
- ・ 将来的には近隣施設との複合化を方針としていますが、第1期においては顕著な人口減少は見られない ため、現施設の継続利用を基本に、施設によって改修、建替え(更新)、複合を実施します。
- ・ 前原南公民館については他の公民館と比較して老朽化が著しく、また、本市の人口増加施策の一つとして取り組んだ土地区画整理事業による人口増に対応するため、規模を拡大し、建替え(更新)を実施します。
- ・ 第 1 期期間内に改修等を行わない公民館については現状維持を基本とし、必要な修繕を行うとともに、 予防保全を導入することで、中長期的なコスト削減に努めます。
- ・ 改修や建替え(更新)を行う際は地域住民等と協議を行い、より使いやすい施設となるよう努めます。

#### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原公	民館			
取組方針			取組内容		所管課
改修	実施する	いら 30 年を経過する 3。 なお、改修の際は 地域住民とともに最	生涯学習課		
建築からの経過年	三数	現在	25 年	25 年 改修時	
現施設の延床面積の	推移	改修前	1, 202. 92 m²	1, 202. 92 m²	
備考					

施設名	前原南	前原南公民館								
取組方針			所管課							
	施設が	ぶ老朽化しているとと								
	が増加し	ているため、建築か								
建替え(更新)	途に建権	<b>捧え(更新)を実施す</b>	生涯学習課							
	及び機能	<b>も</b> の見直しなどを行い	、地域住民とともに	最適な機能等を検討						
	する。	する。								
建築からの経過年	数	現在	34 年	建替え時	36 年					
現施設の延床面積の	推移	建替え前	820. 98 m²	1, 200. 00 m <sup>2</sup>						
備考										

施設名	加布里	00布里公民館								
取組方針			所管課							
改修	施する。	いら 31 年を経過する なお、改修の際は利 也域住民とともに最適	生涯学習課							
建築からの経過年	数	現在	21 年	改修時	31 年					
現施設の延床面積の	推移	改修前	改修前 836.27 m 改修後							
備考										

施設名	長糸公	民館							
取組方針			取組内容		所管課				
改修	建築から 30 年を経過する 2024、2025 年度を目途に大規模改修を実 <b>改修</b> 施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを 行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。								
建築からの経過年	三数	現在	24 年	改修時	30 年				
現施設の延床面積の	推移	改修前	701. 71 m²	701. 71 m²					
備考									

施設名	雷山公	民館			
取組方針				所管課	
改修	施する。	なお、改修の際は利	2022、2023 年度を目  用見込みの分析及び な機能等を検討する。	機能の見直しなどを	生涯学習課
建築からの経過年	数	現在	25 年	改修時	29 年
現施設の延床面積の	推移	改修前	696.14 m²		
備考					

施設名	怡土公	民館			
取組方針			所管課		
改修	施する。	なお、改修の際は利	2021、2022 年度を目  用見込みの分析及び な機能等を検討する。	機能の見直しなどを	生涯学習課
建築からの経過年	数	現在	32 年	改修時	35 年
現施設の延床面積の	推移	改修前	677. 67 m²	677. 67 m²	
備考					

施設名	可也公	」也公民館(★)									
取組方針			所管課								
【機能】複合 【建物】複合 解体	に集約し	年度を目途に、「健康裕 した後の建物を大規模 際は利用見込みの分析 こ最適な機能等を検討	改修し、公民館機能 及び機能の見直しな	を複合する。なお、	生涯学習課						
建築からの経過年	数	現在	34 年	複合解体時	46 年						
現施設の延床面積の	推移	複合解体前	0.00 m <sup>2</sup>								
備考											

<sup>※ ★</sup>印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.97~)

施設名	引津公	引津公民館									
取組方針			取組内容		所管課						
改修	施する。	いら 31 年を経過する なお、改修の際は利 地域住民とともに最適	生涯学習課								
建築からの経過年	三数	現在	28 年	改修時	31 年						
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 837.64 m² 改修後									
備考											

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
コミュニティ関連施設	15,159.51 m	13,873.88 m	▲8.5%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全12による修繕等は含まない。

対策内容	費用					
改修等	974,584 千円					

-

<sup>12</sup> 各種機器等が故障等の不具合が発生してから、その都度修理すること。

# ● 図書館

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
図書館(本館)	1,659.16 m	1991	27	RC 造	1	不要	
図書館二丈館(分館)	994.03 m	1998	20	SRC 造		不要	
図書館志摩館(分館)	1,422.06 m	1981	37	RC 造		不要	
図書館合計	4,075.25 m						

凡例)RC 造:鉄筋コンクリート造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造 -: 「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

# ② 現状と課題

- ・ 平成 28 年度から、「糸島市図書館サービス基本計画」に基づく本格的な3館体制により、図書館サービスを提供しています。
- ・ 平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、全施設の内部改修を実施しているものの、築 30 年以上経過している建物もあり、老朽化対策を含めた適正な維持管理が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.40)

# 【主な方針 ⇒ 適正規模・適正配置】

平成 28 年度から本格的な 3 館体制を開始しており、利用状況を確認しながら、今後規模の適正 化、適正配置等を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16-50. 6-16	方向	9性					2022				2027			
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
図書館 (本館)	維持	維持												$\rightarrow$

※ ➡ は維持

16=0.60 TL	方向	方向性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
図書館二丈館 (分館)	維持	維持												$\Rightarrow$
図書館志摩館 (分館)	維持	維持												$\rightarrow$

- ・ 定期点検の実施や一定期間ごとの予防保全により、中長期的な視点でのコスト削減を図ります。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 利用者の利便性向上と経費削減のため、指定管理者制度13の導入を検討します。
- ・ 利用状況の把握に努め、規模の適正化や適正配置について検討を進めますが、第1期においては3館 体制についての検証を十分に行うため、現状維持を基本とします。

# ⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
図書館	4,075.25 m	4,075.25 m	0.0%

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
_	一 千円

\_

<sup>13</sup> 自治体が公の施設を管理してもらうために、期間を定めて団体を指定すること。指定管理者制度は、それまで自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

# ● 博物館等

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
伊都郷土美術館	309.26 mੈ	1985	33	RC造		不要	
伊都国歴史博物館	4,137.28 m	2003	15	RC造		不要	
博物館文化財収蔵庫	168.56 m	1988	30	W 造	_	不要	
志摩歴史資料館	1,321.23 m	1995	23	RC 造	_	不要	
新町遺跡展示館	240.41 m	1993	25	S造	_	不要	
旧藤瀬家住宅	135.58 m <sup>2</sup>	2005	13	W 造	_	不要	
博物館等合計	6,312.32 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 W 造:木造 S 造:鉄骨造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

# ② 現状と課題

- ・ 伊都郷土美術館は築33年、伊都国歴史博物館の旧館は築32年を経過しているため、老朽化への対策が必要です。
- ・ 合併前の旧市町単位で施設が設置されているため、用途が類似するものがあります。
- ・ 旧藤瀬家住宅は市指定文化財であるため、適正な保存管理が必要です。
- ・ 効率的な施設運営を図るとともに、魅力的な展示や講座の提供など、利用者の増加を図る取組が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.43)

【主な方針 ⇒ 集約化、複合化など】

施設の集約化や複合化等により、規模縮小を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16-0 6-4	方向	句性												
施設名称機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
伊都郷土美術館	維持	改修			$\rightarrow$	改修								$\rightarrow$
伊都国歴史 博物館	拡大	改修						$\rightarrow$	改修	改修				$\Rightarrow$
博物館文化財 収蔵庫	維持	維持												$\rightarrow$
志摩歴史資料館	集約	民間 活用									$\rightarrow$	民間活用		
新町遺跡展示館	維持	維持												$\rightarrow$
旧藤瀬家住宅	維持	改修									$\rightarrow$	改修		$\rightarrow$

- ・ 伊都郷土美術館は空調設備の改修を実施します。
- ・ 伊都国歴史博物館の旧館を改修するとともに増床させ、収蔵品保管スペースを確保したうえで、志摩歴 史資料館の収蔵品を集約します。
- ・ 博物館文化財収蔵庫は現状維持を基本とします。
- ・ 志摩歴史資料館については、市民意向を取り入れた民間による建物活用を進めます。
- ・ 新町遺跡展示館については、新町支石墓公園(仮称)の整備事業との調整を図りながら、改修を検討します。
- 旧藤瀬家住宅については、屋根の萱葺の葺き替えを実施します。
- ・ 各施設とも老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 施設の運営管理については指定管理者制度の導入を含め、検討します。
- ・ 施設利用者のさらなる増加と経費削減に努め、より効果的な運営を図ります。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	伊都鄉	伊都郷土美術館								
取組方針				所管課						
改修	施する。	建築から 37 年を経過する 2022 年度を目途に、空調設備の改修を実 値する。なお、老朽化等による不具合については修繕にて対応するこ さとする。								
建築からの経過年	数	現在	33 年	改修時	37 年					
現施設の延床面積の	推移	改修前	改修後	309. 26 m²						
備考										

施設名	伊都国	伊都国歴史博物館									
取組方針			取組内容		所管課						
	築 22	第 22 年を経過する 2025、2026 年度に旧館部分を改修・増床し、志									
改修	摩歴史資	医史資料館の収蔵品を保管するスペースを確保し、施設機能の集約 文化課									
	を実施す	実施する。									
建築からの経過年	数	現在	15年 改修時		22 年						
現施設の延床面積の	推移	改修前	4, 137. 28 m²	改修後	4, 387. 28 m²						
・本館は 2003 年、旧館は 1986 年に建築											
備考	・大規模	莫改修等の必要な対策	を施すことで、建物の	の使用目標年数を 60 年	手に設定 アルマン アルマン アルファイ						

施設名	志摩歴	志摩歴史資料館(★)										
取組方針				所管課								
	伊都国	国歴史博物館旧館を改	するスペースを確保									
【機能】集約	したうえ	したうえで 2027 年度を目途に「収蔵品」を移転する。										
【建物】民間活用	なお、	文化課										
	める。	める。										
建築からの経過年	类	現在	23 年	民間活用時	33 年							
現施設の延床面積の	推移	民間活用前	1, 321. 23 m²	民間活用後	1, 321. 23 m²							
備考												

<sup>※ ★</sup>印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.97~)

施設名	旧藤瀬	家住宅							
取組方針			所管課						
改修	理を行う	市の文化財に指定している歴史的建造物であるため、適切な保存管を行う。屋根の萱葺は数十年毎に葺き替える必要があり、2028 年度 目途に実施する。							
建築からの経過年	数	現在	13 年	改修時	23 年				
現施設の延床面積の推移		改修前	135. 58 m²	改修後	135. 58 m²				
備考									

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
博物館等	6,312.32 m	5,241.09 m	<b>▲</b> 17.0%

- ※ 志摩歴史資料館(1,321.23 ㎡)は民間によるサービスを提供する施設としての活用を進めるため、 2031年3月31日時点の延床面積は「博物館等」に計上せず、「市民利用施設:その他施設」(P.19) に計上しています。
- ⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	243,397 千円

# ● その他施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
男女共同参画センター ラポール	801.70 m <sup>2</sup>	1984	34	RC 造	_	不要	
人権センター	1,334.23 m	1981	37	RC 造	_	不要	
集会所(8ヵ所)	1,239.79 m	1956~ 1978	40~ 62	W 造	一部 未実施	一部 未実施	
伊都文化会館	5,398.26 m	1986	32	RC 造	_	不要	0
その他施設合計	8,773.98 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

# ② 現状と課題

- ・ 男女共同参画センターラポールと人権センターは修繕等を行い施設の利用を継続していますが、今後も 継続的な維持補修が必要です。
- ・ 集会所については、地元行政区等に譲渡を進めている状況です。
- ・ 伊都文化会館は平成 27 年度から 28 年度にかけて一部改修を実施していますが、築 30 年を経過している施設であり、今後も継続的な維持補修が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.49)

【主な方針 ⇒ 複合化、集会所の地元譲渡など】

複合化が可能な施設については、複合化を検討し、集会所は地元協議による譲渡を進める

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

±⊢=□. <i>→ 1</i> ←	方向性 施設名称	1)性													
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
男女共同参画セ	海仝	複合							複合						
ンター ラポール	複合	15口	解体							解体					
人権センター	複合	複合							複合						
入権センター	怪口	解体							解体						
集会所	維持	譲渡													
(8ヵ所)	小庄17	DEXILIZ													
伊邦サル今館	%#+±	<i>4</i> #4+ <i>4</i> #4+													
伊都文化会館	公会館 維持 維持 維持	維持													

凡例) 複合解体:他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ 男女共同参画センターと人権センターは、老朽化による継続的な修繕が必要な状況であるため、新庁舎 整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 集会所は市単独負担による修繕・改修は行わず、これまでと同様、地元への譲渡を進めます。
- ・ 伊都文化会館は市の文化振興上必要な施設であるため、必要な修繕を行いながら、現行の機能及び 規模を維持します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	男女共	同参画センター	ラポール(★)							
取組方針		取組内容								
【機能】複合 【建物】複合 解体	現市役所	施設が老朽化しているため、築 41 年を経過する 2025 年度を目途に、 市役所新館建物へ複合する。なお、複合時には新館を改修し、より いやすい施設となるよう併せて検討を行う。								
建築からの経過年	数	現在	34 年	複合解体時	41 年					
現施設の延床面積の	推移	複合解体前	複合解体前 801.70 m²		0.00 m²					
備考	複合まで	复合までは必要最小限の修繕を実施								

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.103~)

施設名	人権セ	人権センター(★)								
取組方針			所管課							
【機能】複合 【建物】複合 解体	現市役所	ぶ老朽化しているため 所新館建物へ複合する けい施設となるよう併	人権・男女共同 参画推進課							
建築からの経過年	类	現在	37 年	複合解体時	44 年					
現施設の延床面積の	推移	複合解体前	7 1,334.23 m² 複合解体後		0.00 m²					
備考	複合まで	複合までは必要最小限の修繕を実施								

<sup>※ ★</sup>印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.103~)

#### ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
その他施設	8,773.98 m	13,968.51 m	59.2%

- ※ 2031 年3月 31 日時点の延床面積には、民間によるサービスを提供する施設としての活用を進める現 「志摩歴史資料館」の面積(1,321.23 ㎡)、主に市民が利用する複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」の改修後の想定面積(3,000.00 ㎡)と現「糸島市役所新館」の面積 (3,009.23 ㎡)を計上しています。
- ⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用						
解体	92,726 千円						

# (2) 市民利用施設:スポーツ施設

# ● スポーツ施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積 (※施設面積)	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震 補強	指定 管理
曽根体育館	1,362.98 m <sup>2</sup> (1,362.98 m <sup>2</sup> )	1979	39	S造	実施済	実施済	
志摩体育館	1,264.00 m <sup>2</sup> (1,264.00 m <sup>2</sup> )	1982	36	SRC 造		不要	
歴史の里 曲り田野球場	18.00 ㎡ (10,018.00 ㎡)	1993	25	その他		不要	
芥屋野球場	56.00 m <sup>2</sup> (10,056.00 m <sup>2</sup> )	1980	38	その他	対象外	対象外	
曽根野球場	25.00 m <sup>2</sup> (10,272.00 m <sup>2</sup> )	1978	40	その他	_	不要	
多久野球場	7.20 m <sup>2</sup> (14,207.20 m <sup>2</sup> )	1989	29	その他	_	不要	
曽根運動場	10.00 ㎡ (10,224.00 ㎡)	1978	40	その他	_	不要	
引津運動公園 グラウンド	43.48 m <sup>2</sup> (5,984.48 m <sup>2</sup> )	2000	18	その他	_	不要	
雷山運動広場	13.78 m <sup>2</sup> (6,048.78 m <sup>2</sup> )	2009	9	その他	_	不要	
立花運動場	43.22 m <sup>2</sup> (10,147.22 m <sup>2</sup> )	1982	36	その他	_	不要	
福吉しおさい運動場	0.00 m <sup>2</sup> (10,000.00 m <sup>3</sup> )	1995	23	その他	建築物なし	建築物 なし	
深江コミュニティプラザ テニスコート	0.00 m <sup>2</sup> (1,600.00 m <sup>2</sup> )	1986	32	その他	建築物 なし	建築物 なし	
引津運動公園テニス コート	0.00 m <sup>2</sup> (1,040.00 m <sup>2</sup> )	2000	18	その他	建築物なし	建築物なし	
多目的体育館 (運動公園)	※ 多	多目的体育館	(運動公園	園)は2022年		設予定	
スポーツ施設合計	2,843.66 m <sup>2</sup> (92,224.66 m <sup>2</sup> )						

凡例) S 造:鉄骨造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

※ ( ) 部分は、建物を含む施設面積

#### ② 現状と課題

- ・ 築 30 年以上経過した施設が7施設(屋内運動施設2ヵ所、屋外運動施設5ヵ所)あり、老朽化が 進んでいます。
- ・ 改修工事や修繕を毎年実施している状況であり、財政的な負担も大きくなっています。
- ・ 2022 年度までに「多目的体育館」の整備を計画しており、これに伴いスポーツ施設の再編を実施する予定です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.54)

# 【主な方針 ⇒ 集約化、統廃合など】

運動公園整備構想(多目的体育館)に基づく施設再編を実施し、改修や更新が必要な場合は、 適正な機能、規模によるものとする

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

I												<i>/•</i> \	191	ני ניבויו
16-10. 6-7L	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
曽根体育館	集約	解体					$\Rightarrow$	解体						
志摩体育館	集約	廃止	改修				$\rightarrow$	用途廃止					$\rightarrow$	施設廃止
歴史の里曲り田 野球場	維持	維持												$\rightarrow$
芥屋野球場	拡大	改修	改修	改修										$\rightarrow$
曽根野球場	維持	改修	改修	改修										$\rightarrow$
多久野球場	再編	廃止	廃止											
曽根運動場	維持	維持												$\rightarrow$
引津運動公園 グラウンド	維持	改修		$\rightarrow$	改修									$\rightarrow$
雷山運動広場	再編	廃止	<b>⇒</b>	廃止										

※ ➡ は維持

												<i>/</i> •.\ -	100	יייויו
+/=====================================	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
立花運動場	再編	廃止					$\rightarrow$	廃止						
福吉しおさい運 動場	維持	維持												$\rightarrow$
深江コミュニティプラ ザテニスコート	維持	維持												$\rightarrow$
引津運動公園 テニスコート	維持	維持												$\Rightarrow$
多目的体育館 (運動公園)	新設	新設			建設	建設	開設							$\rightarrow$

- ・ 糸島市運動公園整備計画に基づき、2023 年度を目途に「多目的体育館を中心とする運動公園」を整備します。
- ・ 曽根体育館、志摩体育館、多久野球場、雷山運動広場、立花運動場は「多目的体育館を中心とする 運動公園」の整備に伴う統廃合により、施設を廃止します。
- ・ 野球場についてはフェンス整備等による機能向上を、運動場やテニスコートについては必要な改修等を実施します。
- ・ 修繕や改修等については、定期的な安全確認等により危険箇所を把握し、安全性や緊急性を考慮した うえで優先順位をつけ、重要箇所から順次対応します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	曽根体	育館				
取組方針		取組内容 所管課				
	多目的	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、2024				
【機能】集約	年度を目	目途に施設を廃止する	。ただし、公衆便所	及びポンプ室につい	<b>化准学</b> 羽钿	
【建物】解体	ては、廖	は、隣接する曽根運動場利用者が使用するため存続させる。なお、				
	施設廃」	設廃止までは安全性を保つための最小限度の修繕を実施する。				
建築からの経過年	数	現在	39 年	解体時	45 年	
現施設の延床面積の	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	和床站	1, 362. 98 m²	<i>备刀 Ⅰ★ 分</i> 么	21.53 m²	
先他故() 延床面積()	71年19	移 解体前 (1,362.98 m²) 解体後			(21.53 m²)	
備考	公衆便所	公衆便所は 2024 年度に改修予定				

施設名	志摩体	志摩体育館				
取組方針		取組内容 所管課				
【機能】集約	多目的	り体育館を中心とした	運動公園整備に伴う	統廃合により、2024		
【建物】廃止	年度を目	目途に用途を廃止する	。なお、2030年度の	施設廃止までは安全	生涯学習課	
<b>【建物】廃止</b>	性を保つ	つための最小限度の修	繕を実施する。			
建築からの経過年	数	現在	36 年	施設廃止時	48 年	
担佐凯の延広五種の	<b>光</b>	<b>振乳皮压盐</b>	1, 264. 00 m <sup>2</sup>	<b>振乳皮正</b> 然	0.00 m²	
現施設の延床面積の	/1庄/多	推移 施設廃止前 (1, 264. 00 m²) 施設廃止後 (0. 0				
備考	2024 年月	2024 年度までに用途廃止、2030 年度までに施設廃止				

施設名	芥屋野	芥屋野球場				
取組方針			取組内容		所管課	
改修		硬式野球に対応するための防球ネットを設置するとともに、トイレ ) 改修を実施する。 生涯学習課				
建築からの経過年	数	現在	38 年	改修時	39 年	
現施設の延床面積の	推移	改修前	56. 00 m <sup>2</sup> (10, 056. 00 m <sup>2</sup> )	改修後	56. 00 m² (10, 056. 00 m²)	
備考						

施設名	曽根野	曽根野球場				
取組方針			取組内容		所管課	
改修		安全確保のための防球ネットとともに、浄化槽の老朽化に伴う公衆 更所の改修を早期に実施する。 生涯学習課				
建築からの経過年	数	現在	40 年	改修時	41 年	
現施設の延床面積の	推移	改修前	25. 00 m <sup>2</sup> (10, 272. 00 m <sup>2</sup> )	改修後	25. 00 m <sup>2</sup> (10, 272. 00 m <sup>2</sup> )	
備考						

施設名	多久野	多久野球場				
取組方針		取組内容 所管課				
【機能】再編	多目的	り体育館を中心とした	運動公園整備に伴う	統廃合により、施設		
【施設】 廃止	を廃止す	上る。なお、廃止時期	については 2020 年3	3月末とする。(土地	生涯学習課	
【地改】 斧工	所有者が	いらの申し出による)				
建築からの経過年	数	現在	29 年	廃止時	30 年	
担歩記の延出五種の	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	廃止前	7. 20 m²		0.00 m²	
現施設の延床面積の	/住/多	<u> </u>	(14, 207. 20 m²)	廃止後	$(0.00 \text{ m}^2)$	
備考						

施設名	引津運	引津運動公園グラウンド					
取組方針			取組内容		所管課		
改修	公園内	公園内に設置している公衆便所の洋式化を実施する。 生涯学習課					
建築からの経過年	数	現在	18年	改修時	21 年		
現施設の延床面積の	)推移	改修前	43. 48 m² (5, 984. 48 m²)	改修後	43. 48 m² (5, 984. 48 m²)		
備考							

施設名	雷山運	動広場			
取組方針		取組内容			
【機能】再編	多目的	り体育館を中心とした	運動公園整備に伴う	統廃合により、2020	
【施設】廃止	年度を目	目途に施設を廃止する	。なお、施設廃止ま	では、安全性を保つ	生涯学習課
【心改】 先止	ための最	<b></b> 身小限度の修繕を実施	する。		
建築からの経過年	数	現在	9年	廃止時	11 年
現施設の延床面積の	<b>光</b>	廃止前	13. 78 m²	廃止後	0.00 m²
先旭取り延/A国債()	/1压//夕	<b>光</b>	(6, 048. 78 m²)	<b>廃</b>	$(0.00 \text{ m}^2)$
備考					

施設名	立花運	動場				
取組方針		取組内容				
【機能】再編	多目的	り体育館を中心とした	運動公園整備に伴う	統廃合により、2024		
【施設】廃止	年度を目	目途に施設を廃止する	。なお、施設廃止ま	では、安全性を保つ	生涯学習課	
	ための最	とめの最小限度の修繕を実施する。				
建築からの経過年	数	現 在	36 年	廃止時	42 年	
現施設の延床面積の	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	廃止前	43. 22 m²		0.00 m²	
先他取り延休 <u>国</u> 傾り	/1任/夕	<u> </u>	(10, 147. 22 m²)	廃止後	$(0.00 \text{ m}^2)$	
備考						

施設名	多目的	多目的体育館					
取組方針			取組内容		所管課		
新設		糸島市運動公園等整備計画に基づき、スポーツ振興、市民交流及び 5災拠点施設として、2022 年度を目途に建設し、2023 年度に開設する。 生涯学習課					
建築からの経過年	数	現在	_	新設時	_		
現施設の延床面積の	推移	新設前	0. 00 m <sup>2</sup> (0. 00 m <sup>2</sup> )	新設後	7, 200. 00 m <sup>2</sup> (65, 200. 00 m <sup>2</sup> )		
備考							

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
スポーツ施設	2,843.66 m <sup>2</sup>	7,374.01 ㎡	159.3%
	(92,224.66 m <sup>2</sup> )	(124,416.01 ㎡)	(34.9%)

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体•改修•新設	5,002,360 千円

# (3) 市民利用施設:產業・観光施設

# ● 産業振興施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
いとしま応援プラザ	304.50 m <sup>2</sup>	1976	42	RC 造	未実施	未実施	0
農業公園 ファームパ ーク伊都国	752.74 m <sup>2</sup>	1995	23	SRC 造		不要	0
二丈交流体験広場	193.36 m	1994	24	S造		不要	
福吉ふれあい交流センター 福ふくの里	406.14 m	2001	17	S造		不要	0
瑞梅寺山の家	465.36 m	1986	32	W 造		不要	0
森林公園 真名子木の香ランド	404.30 m	1989	29	W 造		不要	0
森林公園 樋の口ハイランド	82.30 m	1991	27	W造		不要	
伊都山燦	1,234.00 m	1990	28	S造	-	不要	
ワークプラザ	773.47 m	2001	17	S造		不要	0
木工体験実習館 トンカチ館	283.93 m	1995	23	W 造	_	不要	0
産業振興施設合計	4,900.10 m						

凡例)RC 造:鉄筋コンクリート造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造 S造:鉄骨造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

# ② 現状と課題

- ・ 築 30 年以上経過している施設が 2 施設あるとともに、他の施設についても老朽化対策が求められます。
- ・ 全 10 施設中 7 施設で指定管理者制度を導入しており、施設運営の効率化を図っている状況です。
- ・ 農業公園ファームパーク伊都国、福吉ふれあい交流センター福ふくの里は来場者が多く、利用状況に合わせた改修や長寿命化対策が求められます。

- ・ 伊都山燦については市が借り受けている施設であるため、総合管理計画の対象施設から除外することとします。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.62)

【主な方針 ⇒ 民営化、民間活力の導入など】 施設の民営化等を検討し、建替え(更新)が必要な場合は、民間活力導入によるものとする

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

													lq:	ルエフク
+/======	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
いとしま応援	複合	複合												複合
プラザ	IXL	解体												解体
農業公園 ファームパーク伊都国	維持	維持												$\rightarrow$
二丈交流体験	<i>,,</i> ,,,	<i>,,</i> ,,,,												
広場	維持	維持												
福吉ふれあい交流	維持	維持												
センター福ふくの里	小圧17	小圧1八												
瑞梅寺山の家	維持	計画												
当時の日の多く	小圧17	修繕												
森林公園 真名	維持	計画	_											
子木の香ランド	<b>下上1寸</b>	修繕												
森林公園 樋の	維持	計画												
ロハイランド	<b>小田1寸</b>	修繕												
ワークプラザ	維持	維持												
J =77 J 9	小比]寸	小比]寸												
木工体験実習	維持	維持												
館トンカチ館	4,tr1,7	ή·π.) γ)												

凡例) 複合解体:他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ いとしま応援プラザは、芸術文化活動者やコミュニティビジネス<sup>14</sup>起業者の支援施設として市内唯一の施設であるため、今後も設置することとします。ただし、現施設については今後も継続的な維持補修が見込まれるため、複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」建物を改修し、複合します。
- ・ 瑞梅寺山の家、森林公園真名子木の香ランド、森林公園樋の口ハイランドは修繕計画を立てているため、 計画に基づく修繕を実施します。
- ・ その他の施設については現状維持を基本に、定期的な点検や必要な修繕を実施し、施設の健全な維持管理に努めます。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 施設の性質及び運営状況等を考慮し、民営化の可能性について、調査・検討を行うこととします。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	いとし	いとしま応援プラザ(★)					
取組方針			取組内容		所管課		
【機能】複合 【建物】複合 解体	に集約し合する。	2030 年度を目途に、「健康福祉センターふれあい」の機能を「あごら」 こ集約した後の建物を大規模改修し、いとしま応援プラザの機能を複合する。なお、複合する際はより利用しやすいよう改修を行うことと し、最適な機能・規模等を検討する。					
建築からの経過年	数	現在	42 年	複合解体時	54 年		
現施設の延床面積の	推移	推移         複合解体前         304.50 m²         複合解体後					
備考	複合する	複合するまでは必要最小限の修繕を実施					

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.97~)

#### ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	增減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
産業振興施設	3,666.10 m	3,361.60 m <sup>2</sup>	▲8.3%

 $<sup>^{14}</sup>$  地域の抱える課題を地域住民(市民)が主体となってビジネスの手法を活用し、解決していく活動。

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
計画修繕	36,700 千円

# ● 観光施設

#### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
白糸の滝 ふれあいの里	314.17 m	1993	25	W 造		不要	0
岐志観光休憩所	73.70 m	2009	9	W 造	_	不要	
観光地公衆便所等 (24 施設)	525.75 m <sup>2</sup>	1970 ~2016	2~48	W、CB、 RC、SRC 造	一部 対象外	一部 対象外	
加布里漁港内トイレ	10.00 m	2008	10	RC 造		不要	
観光施設合計	923.62 m						

凡例)W 造:木造 CB 造: コンクリートブロック造 RC 造: 鉄筋コンクリート造 SRC 造: 鉄骨鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

#### ② 現状と課題

- ・ 白糸の滝ふれあいの里については築 20 年以上経過しており、修繕工事等を行いながら運営していますが、 今後も継続的な施設の維持補修が求められます。
- ・ 地元行政区を指定管理者に指定しており、多数の観光客が訪れている市内有数の観光スポットとなっています。
- ・ 岐志観光休憩所は、市営渡船姫島岐志航路を利用する市民・観光客が主に使用しています。
- ・ 観光地公衆便所等は最低限のおもてなし施設であり、適切な維持管理を継続する必要がありますが、 各施設において利用頻度に差がある状況です。
- ・ 加布里漁港内トイレは業務委託により管理しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.67)

【主な方針 ⇒ 民間活力の導入、適正規模など】 民間活力導入を検討するとともに、適正な規模や配置を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16 = 0. 6 16	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023 2024	2024	024 2025	2026	2027	2028	2029	2030
白糸の滝ふれあ いの里	維持	更新						$\Rightarrow$	更新					$\rightarrow$
岐志観光休憩所	維持	維持												$\Rightarrow$
観光地公衆便所等(24 施設)	維持	廃止 更新 譲渡		$\uparrow$	廃止		$\rightarrow$	廃止更新	譲渡	廃止	更新	更新		<b></b>
加布里漁港内トイレ	維持	維持												$\rightarrow$

- ・ 白糸の滝ふれあいの里は、施設は老朽化していますが、今後も利用者の増加が見込まれます。そのため、 観光入込客数の推移や来場者ニーズの把握、地元行政区の要望等を考慮し、機能の見直しや規模を考 慮し、建替え(更新)を実施します。
- ・ 岐志観光休憩所は比較的新しい施設であり、大きな損傷はないため、現状維持を基本とし、必要な修繕を実施しながら、適正な管理に努めます。
- ・ 観光地公衆便所等について、老朽化が著しいトイレ等は建替え(更新)を行うとともに、洋式化への転換を図ります。なお、利用頻度が低い施設については、地元等への譲渡及び廃止を検討します。
- ・ 加布里漁港内トイレは現行のとおり、業務委託による適正な管理に努めます。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	白糸の滝ふれあいの里						
取組方針		取組内容					
建替え(更新)		2025 年度を目途に事務所部分の建替え (更新) を実施するとともに、 イレ (浄化槽) の更新を実施する。 商工観光課					
建築からの経過年	数	現 在 25年 建替え時					
現施設の延床面積の	推移	建替え前	314. 17 m²				
備考							

施設名	観光地	観光地公衆便所等					
取組方針			取組内容		所管課		
廃止	老朽化	とが激しいトイレ等は	建替え(更新)を行	うとともに、洋式化			
建替え(更新)	等への軸	云換を図る。また、利	用頻度が低い施設に	ついては地元等への	商工観光課		
譲渡	譲渡及び	<b>が廃止を検討する。</b>					
建築からの経過年	三数	数 現在 一年 廃止・建替え等時					
現施設の延床面積の	推移	廃止・建替え等前	525. 75 m²	廃止・建替え等後	336.51 m²		
備考	加茂川師吉登【廃止・雷神神	【建替え(更新)するもの】 加茂川砂防緑地公園公衆便所、野北渡り島前公衆便所、野北大鳴山公衆便所、 師吉登山口公衆便所 【廃止・譲渡等を検討するもの】 雷神社公衆便所、雷山旧スキー場山小屋、大入公衆便所、加茂神社公衆便所、 芥屋の大門遊覧船乗場公衆便所、二見ヶ浦東公衆便所、桜井神社公衆便所					

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率	
	A	B	C=(B-A)/A×100	
観光施設	923.62 m	734.38 m	▲20.5%	

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え(更新)	97,633 千円

# (4) 市民利用施設:学校教育施設

# ● 小学校

## ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原小学校	7,140.00 m	1978	40	RC 造	実施済	実施済	
加布里小学校	6,694.00 m	1971	47	RC造	実施済	不要	
波多江小学校	8,459.00 m	1979	39	RC造	実施済	不要	
長糸小学校	3,611.00 m	1991	27	RC造	_	不要	
雷山小学校	4,813.00 m	1989	29	RC造	_	不要	
怡土小学校	7,054.00 m	1966	52	RC造	実施済	不要	
怡土小学校王丸分校	135.00 m		*	2019年3	3月に廃止済	iみ	
前原南小学校	6,630.40 m	1982	36	RC造	_	不要	
南風小学校	8,728.00 m	1999	19	RC造	_	不要	
東風小学校	7,857.00 m	2005	13	W 造	_	不要	
深江小学校	4,822.00 m	1986	32	RC造	_	不要	
福吉小学校	4,768.00 m	1996	22	RC造	_	不要	
一貴山小学校	4,232.00 m	1981	37	RC造	_	不要	
桜野小学校	4,023.00 m	1991	27	RC造	_	不要	
可也小学校	7,177.00 m	1992	26	RC造	_	不要	
引津小学校	5,661.00 m	1971	47	RC造	実施済	実施済	
姫島小学校	1,656.00 m	1995	23	W造	_	不要	
小学校合計	93,460.40 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 W 造:木造

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

- ※ 学校施設については複数棟あるため、主な建物の情報を記載している。
- ※ 運動場面積を除く。

### ② 現状と課題

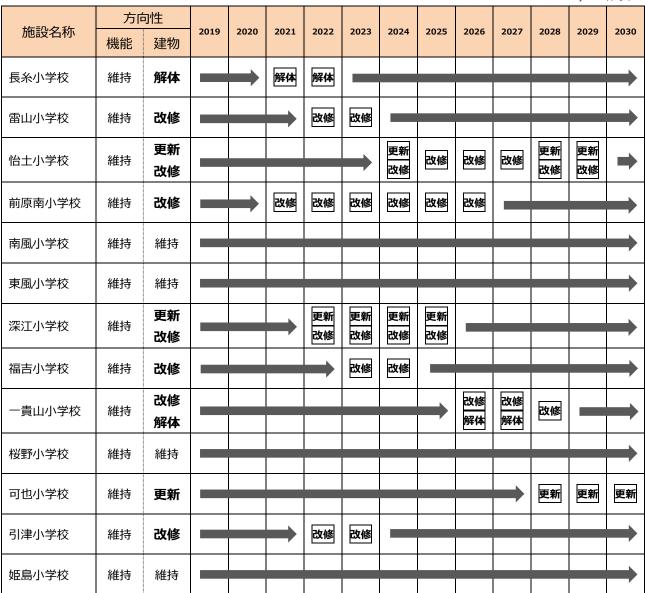
- ・ 小学校施設は平成30年4月1日現在、66棟(約37%)が築30年以上経過しています。
- ・ 老朽化による危険箇所や雨漏り箇所などが増加傾向にあるため、早期に対応する必要があります。
- ・ 校舎等の大規模改修(大規模改造)及び老朽化に対する維持補修等への対応のため、今後、多額 の費用が必要となることが見込まれています。
- ・ 現在設置しているトイレについては和式が多いため、洋式化への対応が求められます。
- ・ 屋内運動場等についても一般開放しており、多くの市民利用があるため、不具合等に対しては早期の対応が求められます。
- ・ 今後、児童数の減少が見込まれる小学校については、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、望ましい学校規模や地域特性等を考慮し、統廃合も含めた適正配置について、総合的に検討を行う必要があります。
- ・ 怡土小学校王丸分校は 2016 年度から休校となっている状況であるため、2019 年 3 月をもって怡土小学校に機能を統合し、施設を廃止しました。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.71)

【主な方針 ⇒ 規模の適正化、統廃合、長寿命化、複合化など】 各校の状況を総合的に検証し、改修や建替え(更新)等を検討する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持 方向性 施設名称 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 機能 建物 前原小学校 維持 改修 改修 改修 改修 加布里小学校 維持 維持 改修 改修 更新 改修 更新 改修 更新 波多江小学校 維持 解体 改修 更新 解体 改修 解体 改修 更新





- ・ 校舎や屋内運動場は、建築から概ね 40 年を経過する時期を目途に大規模改修(大規模改造)を、 概ね 60 年を経過する時期を目途に建替え(更新)の実施を検討します。
- ・ 老朽化等に伴う修繕については、必要かつ重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育環境の充実及び家庭のトイレ環境の変化への対応を図るため、対応済みの小学校を除くその他の 小学校において、順次トイレの洋式化に取り組みます。
- ・ 学校施設の適正規模、適正配置については、今後の地域人口の推移や子どもの教育条件をより良いものにすることを前提とし、保護者や地域住民等の意見を聴取し、検討を進めます。
- ・ 学校給食及びプールについては、より効率的な運営が図れるよう、施設のあり方や改修等について検討を 行っている段階であるため、検討結果については、必要に応じて本計画に反映します。

・ 2019 年度を目途に、「学校施設の長寿命化計画」(仮称)を策定することとしているため、本計画については、策定した計画内容に基づき、必要に応じた見直しを行います。

## ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原小	前原小学校						
取組方針			取組内容		所管課			
改修		∓度から 2021 年度に ≿実施している。併せ	教育総務課					
建築からの経過年	数	現在	一 年	改修時	一 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 7,140.00 m² 改修後						
備考								

施設名	波多江	波多江小学校					
取組方針			取組内容		所管課		
改修 解体 建替え(更新)	造)と2	年度から 2022 年度に 棟の校舎の解体を実 交舎の建替え(更新) する。	教育総務課				
建築からの経過年	三数	現 在	一 年				
現施設の延床面積の	推移	改修等前	8, 096. 00 m <sup>2</sup>				
備考							

施設名	長糸小	学校				
取組方針			取組内容		所管課	
解体		年度から 2022 年度に; D洋式化についても実	教育総務課			
建築からの経過年	数	現在	28 年	解体時	31 年	
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 3,611.00 m² 解体後				
備考						

施設名	雷山小	雷山小学校						
取組方針			取組内容		所管課			
改修		∓度から 2023 年度に; ≅施する。また、トイ	教育総務課					
建築からの経過年	数	現在	37 年	改修時	41 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 4,813.00 m² 改修後						
備考								

施設名	怡土小	学校				
取組方針			取組内容		所管課	
建替え(更新) 改修	棟の校舎	∓度から 2029 年度に	教育総務課			
建築からの経過年	数	現在	一 年	建替え等時	一 年	
現施設の延床面積の	推移	推移 建替え等前 7,054.00 m 建替え等後				
備考						

施設名	前原南	小学校				
取組方針			取組内容		所管課	
改修	造)を実	丰度から 2024 年度に E施する。また、2025 女修(大規模改造)を	教育総務課			
建築からの経過年	数	現在	一 年	改修時	一 年	
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 6,630.40 m² 改修後				
備考						

施設名	深江小	学校			
取組方針			取組内容		所管課
建替え(更新)	棟の校舎	∓度から 2025 年度に	教育総務課		
建築からの経過年	三数	現在	一 年	建替え等時	一 年
現施設の延床面積の	推移	建替え等前	4, 822. 00 m <sup>2</sup>		
備考					

施設名	福吉小	福吉小学校						
取組方針			取組内容		所管課			
改修		∓度から 2024 年度に ≅施する。また、トイ	教育総務課					
建築からの経過年	数	現在	39 年	改修時	44 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前	4, 768. 00 m <sup>2</sup>					
備考								

施設名	一貴山	小学校			
取組方針			取組内容		所管課
改修 解体	造) を、	手度から 2028 年度に 1 棟の屋内運動場( 年式化についても実施	教育総務課		
建築からの経過年	数	現在	一 年	改修等時	一 年
現施設の延床面積の	推移	改修等前	4, 106, 00 m <sup>2</sup>		
備考					

施設名	可也小	学校				
取組方針			取組内容		所管課	
建替え(更新)		年度から、2棟の校舎 羊式化についても実施	教育総務課			
建築からの経過年	数	現在	一 年	建替え時	一 年	
現施設の延床面積の	推移	性移 建替え前 7177.00 m <sup>2</sup> 建替え後				
備考						

施設名	引津小	学校			
取組方針			取組内容		所管課
改修		∓度から 2023 年度に ≷施する。	教育総務課		
建築からの経過年	数	現在	47 年	改修時	51 年
現施設の延床面積の	推移	性移 改修前 5,661.00 m <sup>2</sup> 改修後			
備考					

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
小学校	93,325.40 m	91,966.40 m	<b>▲</b> 1.5%

※ 怡土小学校王丸分校(135.00 ㎡)は、2019 年 3 月をもって廃止したため、2019 年 3 月 31 日時点の延床面積は「小学校」に計上せず、「行政施設:その他施設」(P.86)に計上しています。

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・解体・建替え	6,577,121 千円

※ トイレの洋式化のための改修費用を含む

### ● 中学校

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原中学校	9,897.00 m	1990	28	RC 造	_	不要	
前原東中学校	9,466.00 m	1979	39	RC 造	実施済	不要	
前原西中学校	9,553.00 m	1984	34	RC造	_	不要	
二丈中学校	8,093.00 m	2001	17	RC造	_	不要	
福吉中学校	4,855.00 m	1994	24	RC造	_	不要	
志摩中学校	10,364.00 m	1987	31	RC造	_	不要	
志摩中学校 姫島分校	494.00 m	1995	23	W 造	_	不要	
中学校合計	52,722.00 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 (により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

- ※ 学校施設については複数棟あるため、主な建物の情報を記載している。
- ※ 運動場面積を除く。

### ② 現状と課題

- ・中学校施設は平成30年4月1日現在、27棟(約35%)が築30年以上経過しています。
- ・ 老朽化による危険箇所や雨漏り箇所などが増加傾向にあるため、早期に対応する必要があります。
- ・ 校舎等の大規模改修(大規模改造)及び老朽化に対する維持補修等への対応のため、今後、多額 の費用が必要となることが見込まれています。
- 現在設置しているトイレについては和式が多いため、洋式化への対応が求められます。
- ・ 屋内運動場等についても一般開放しており、多くの市民利用があるため、不具合等に対しては早期の対応が求められます。
- ・ 今後、生徒数の減少が見込まれる中学校については、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、望ましい学校規模や地域特性等を考慮し、統廃合も含めた適正配置について、総合的に検討を行う必要があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.74)

【主な方針 ⇒ 規模の適正化、統廃合、長寿命化、複合化など】 各校の状況を総合的に検証し、改修や建替え(更新)等を検討する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

													100	11233
+b=0. b 1b	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
前原中学校	維持	更新										1	更新	更新
A) ( ) ( ) ( )	小压」()	改修											改修	改修
前原東中学校	維持	改修			$\rightarrow$	改修	改修	改修	改修	改修				$\rightarrow$
拉唇亚力学校	維持	3 <i>h. li</i> 47							75-165	76.66	74-14	75.16	76-167	76.16
前原西中学校	小庄]寸	改修							改修	改修	改修	改修	改修	改修
二丈中学校	維持	維持												
		小庄17	小田」い											
   福吉中学校	維持	維持												
	η.μ.υ ()	η.μ.υ.												
   志摩中学校	維持	改修								_				改修
	עוניין אור ו דייטי													
志摩中学校	維持	維持												
姫島分校	小庄)立	小田」石												

- ・ 校舎や屋内運動場は、建築から概ね 40 年を経過する時期を目途に大規模改修(大規模改造)を、 概ね 60 年を経過する時期を目途に建替え(更新)の実施を検討します。
- ・ 老朽化等に伴う修繕については、必要かつ重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育環境の充実及び家庭のトイレ環境の変化への対応を図るため、対応済みの中学校を除くその他の中学校において、順次トイレの洋式化に取り組みます。
- ・ 学校施設の適正規模、適正配置については、今後の地域人口の推移や子どもの教育条件をより良いものにすることを前提とし、保護者や地域住民等の意見を聴取し、検討を進めます。
- ・ 学校給食及びプールについては、より効率的な運営が図れるよう、施設のあり方や改修等について検討を 行っている段階であるため、検討結果については、必要に応じて本計画に反映します。
- ・ 2019 年度を目途に、「学校施設の長寿命化計画」(仮称)を策定することとしているため、本計画については、策定した計画内容に基づき、必要に応じた見直しを行います。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原中	学校								
取組方針		取組內容								
建替え(更新) 改修		2029 年度から 2 棟の校舎の建替え(更新)を、 1 棟の校舎の大規模修(大規模改造)を実施する。また、トイレの洋式化についても実する。								
建築からの経過年	数	現在	一 年	建替え等時	一 年					
現施設の延床面積の	推移	建替え等前	9, 897. 00 m <sup>2</sup>	建替え等後	9, 897. 00 m²					
備考										

施設名	前原東	前原東中学校										
取組方針			所管課									
改修		2022 年度から 2026 年度にかけ、4 棟の校舎の大規模改修(大規模改 を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。										
建築からの経過年	数	現在	一 年	改修時	一 年							
現施設の延床面積の	推移	改修前	9, 466. 00 m²	改修後	9, 466. 00 m <sup>2</sup>							
備考												

施設名	前原西	前原西中学校									
取組方針			所管課								
	2026 출	026 年度から 2030 年度にかけ、2 棟の校舎の大規模改修(大規模改									
] ]h/√z	造) を集	延施する。また、2025	かけ、3棟の屋内運	教育総務課							
改修	動場の大	r規模改修(大規模改	教目応伤床								
	化につい	いても実施する。									
建築からの経過年	数	現在	一 年	改修時	一 年						
現施設の延床面積の	現施設の延床面積の推移 改修前			改修後	9, 553. 00 m <sup>2</sup>						
備考											

施設名	志摩中	志摩中学校									
取組方針		取組内容									
改修	2030 <sup>2</sup> する。	2030 年度から 2 棟の屋内運動場の大規模改修(大規模改造)を実施 教育総務課									
建築からの経過年	数	現在	一 年 改修時		一 年						
現施設の延床面積の	推移	改修前	10, 364. 00 m <sup>2</sup>	改修後	10, 364. 00 m²						
備考											

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率		
	A	B	C=(B-A)/A×100		
中学校	52,722.00 m	52,722.00 m	0.0%		

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え・改修	2,924,725 千円

※ トイレの洋式化のための改修費用を含む

# (5) 市民利用施設:保健福祉施設

# ● 保健衛生施設

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
丸田納骨堂	165.00 m	1978	40	RC 造	対象外	対象外	
斎場	2,192.00 m	2000	18	RC 造	_	不要	
休日・夜間急患センター	612.31 m	1995	23	RC造	_	不要	0
保健衛生施設合計	2,969.31 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

### ② 現状と課題

- ・ 丸田納骨堂は市内唯一の公営納骨堂ですが、築 40 年が経過しており、屋内の壁クロスのひび割れや床シート浮き上がり等への対策が必要です。
- ・ 斎場は市内唯一の火葬場であり、築 18 年の施設ですが、利用頻度が高いため、設備の老朽化対策が 必要です。
- ・ 休日・夜間急患センターは築 23 年の施設であり、管理上大きな修繕等は発生していない状況ですが、 屋上防水や空調機など経年劣化が認められる箇所については対応が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針 (総合管理計画 P.79)

### 【主な方針 ⇒ 民営化等の検討、適正規模など】

民営化や民間サービス等を検証するとともに、改修や建替え(更新)が必要な場合は適正な規模によるものとする

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

方	方向	<b> </b>												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
丸田納骨堂	維持	改修							$\rightarrow$	改修				$\Rightarrow$
斎場	維持	改修	改修	改修	改修			$\rightarrow$	改修					$\rightarrow$
休日・夜間急患 センター	維持	改修										$\rightarrow$	改修	改修

- ・ 丸田納骨堂は屋内の壁や床等の改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・ 斎場については設備の改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 休日・夜間急患センターは改修工事を実施し、長寿命化を図ります。また、指定管理者による運営を継続しますが、より効果的な手法がある場合は、管理運営方法の見直しを検討します。
- ・ 各施設ともに、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなどにより、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。

### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	丸田納	丸田納骨堂						
取組方針			取組内容		所管課			
改修	寿命化を	2026 年度を目途に、主に屋内(壁・床等)の改修工事を実施し、長 手命化を図ることとする。なお、現状と同じく日常の運営業務は地元 生活環境課 管理委員会に委託する。						
建築からの経過年	数	現在	40 年	改修時	48 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前	165. 00 m²	改修後	165. 00 m²			
備考	使用目標	使用目標年数を 70 年(改修後 22 年程度)に設定						

施設名	斎場	斎場							
取組方針			取組内容		所管課				
改修		2019 年度から 2021 年度にかけて延命化 <sup>16</sup> 工事(設備の改修工事)を 医施し、2040 年までの操業を目標とし、適正な管理を実施する。 生活環境課							
建築からの経過年	数	現在	18 年	改修時	19 年				
現施設の延床面積の	推移	改修前	2, 192. 00 m <sup>2</sup>	改修後	2, 192. 00 m <sup>2</sup>				
備考	2025 年1	2025 年は空調改修工事を予定							

施設名	休日・夜間急患センター					
取組方針			取組内容		所管課	
改修		築 34 年を経過する 2029、2030 年度を目途に、改修を実施する。な は、改修の際は、最適な機能や規模を検討する。  は 健康づくり課				
建築からの経過年	数	現在	23 年	改修時	34 年	
現施設の延床面積の	推移    改修前		612. 31 m²	改修後	612.31 m²	
備考						

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
保健衛生施設	2,969.31 m	2,969.31 m	0.0%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	351,196 千円

 $<sup>^{15}</sup>$  施設を長寿命化させるため、適切な施設保全を行うとともに、設備を計画的に更新させること。

## ● 健康・社会福祉施設

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震補強	指定 管理
地域活動支援センター	231.00 m	2010	8	W 造	_	不要	
健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯	2,333.90 m <sup>2</sup>	※ 2017年4月に民営化済み					
健康福祉センター あごら	5,641.17 m	1994	24	RC 造	_	不要	0
健康福祉センター ふれあい	4,369.47 m	1996	22	RC造	_	不要	0
姫島福祉センター はまゆう	294.76 m	2013	5	RC造	_	不要	
姫島保健福祉館	177.51 m	1966	52	RC造	対象外	対象外	
健康·社会福祉施設合計	13,047.81 m						

凡例) W 造:木造 RC 造:鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断

により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

### ② 現状と課題

- ・ 地域活動支援センターは築 8 年の施設であり、建物自体の老朽化は見られない状況です。
- ・健康福祉センターあごらと健康福祉センターふれあいは、築 20 年以上を経過し、浴場や空調設備等の 突発的な故障が頻発している状況であり、財政的な負担も大きくなっている状況です。
- ・ 姫島福祉センターはまゆうは、デイサービスや多世代交流が可能な複合施設として、2013 (H25) 年度に開設し、翌年度に原子力災害対策工事を実施しています。
- ・ 姫島保健福祉館は築 52 年が経過し、老朽化しているとともに、姫島福祉センターはまゆうと機能が重複している部分があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.84)

【主な方針 ⇒ 民営化、統廃合、複合化など】

民営化や民間サービス等を検証し、統廃合や複合化を踏まえて、適正な規模や配置を検討する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

												<i>/</i> .\ -	,	に田川
±6=0.676	方向	句性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
地域活動支援セ	維持	維持												
ンター	小年3万	小庄]寸												
健康福祉センター	維持	改修										1	改修	改修
あごら	小庄3寸	以廖												LX IS
健康福祉センター	集約	改修										改修	改修	
ふれあい	未心	以修										LX19	W1≶	
姫島福祉センター	維持	維持												
はまゆう	小庄3寸	业年1寸												
姫島保健福祉館	廃止	廃止								廃止				
<b>光局体性他似</b> 品	完止	<b>飛</b> 山								<b>飛</b> 工				

- ・ 健康福祉センターあごらの建物は改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 健康福祉センターの機能は健康福祉センターあごらに集約します。
- ・ 健康福祉センターふれあいの建物は大規模改修を実施し、可也公民館といとしま応援プラザの機能を含む多機能の複合施設とします。
- ・ 健康福祉センターふれあいで実施している事業等は、可也公民館等を活用し、継続した実施を検討します。
- ・ 姫島保健福祉館は老朽化しているとともに、近隣に姫島福祉センターはまゆうを設置しているため、建物 を廃止します。なお、地元との協議に基づき、廃止時期は変動する可能性があります。
- ・ 姫島保健福祉館を除く各施設については、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなど により、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	健康福	祉センター あこ	<b>.</b> 5			
取組方針			取組内容		所管課	
改修	最適な機	2029、2030 年度を目途に、市の健康福祉センターの拠点施設として、 最適な機能及び規模を検討したうえで大規模改修を実施し、長寿命化 ・図ることとする。				
建築からの経過年	数	現在	24 年	改修時	35 年	
現施設の延床面積の	推移	改修前	5, 641. 17 m <sup>2</sup>	改修後	5, 641. 17 m²	
備考	使用目標	使用目標年数を 65 年に設定(改修後 30 年)				

施設名	健康福	祉センター ふれ	າあい (★)			
取組方針			取組内容		所管課	
【機能】集約【建物】改修	目途に対	健康福祉センターの機能をあごらに集約した後、2028、2029 年度を 途に大規模改修を実施し、可也公民館といとしま応援プラザの機能 含む多機能の複合施設として活用する。 支援課				
建築からの経過年	数	現在	22 年	改修時	32 年	
現施設の延床面積の	推移	改修前	4, 369. 47 m <sup>2</sup>	改修後	3, 000. 00 m <sup>2</sup>	
備考	詳細なし	詳細なレイアウト等は今後検討を行うため、改修後の面積については変動する可能性有り				

# ※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.97~)

施設名	姫島保	姫島保健福祉館						
取組方針			取組内容		所管課			
【機能】廃止 【建物】廃止		地元行政区と協議を行い、築 60 年を迎える 2026 年度までに地元へ						
建築からの経過年	三数	現在	52 年	廃止時	60 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 廃止前 177.51 m² 廃止後						
備考		書物廃止後は、地元への譲渡を検討する。なお、地元との協議に基づき、廃止時期は変動す る可能性が有る。						

## ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
健康·社会福祉施設	10,713.91 m	6,166.93 m	<b>▲</b> 42.4%

- ※ 健康福祉センターふれあい(4,369.47 ㎡)は改修後、主に市民が利用する複合施設とするため、 2031年3月31日時点の延床面積は「健康・社会福祉施設」に計上せず、「市民利用施設:その他施 設」(P.19)に計上しています。
- ⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	1,713,894 千円

### ● 高齢者福祉施設

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
高齢者福祉施設 二丈苑	373.47 m	1990	28	W 造	_	不要	0
介護予防センター はつらつ館	488.99 m	2001	17	W 造	_	不要	
シニアプラザ	74.90 m	2000	18	W造		不要	
長糸高齢者いこいの家	168.93 m	1999	19	W 造		不要	
雷山高齢者いこいの家	180.52 m	2001	17	W造		不要	
南風高齢者いこいの家	107.23 m	2002	16	S造		不要	
東風高齢者いこいの家	110.58 m	2005	13	S造		不要	
高齢者福祉施設合計	1,504.62 m						

凡例) W 造:木造 S 造:鉄骨造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

### ② 現状と課題

- ・ 高齢者福祉施設二丈苑は築 28 年を経過する施設であるとともに、二丈地域包括支援センター $^{16}$ としても活用しています。
- ・ 介護予防センターはつらつ館、シニアプラザは築 15 年以上経過する施設ですが、施設の維持については 小規模修繕で対応できている状況です。
- ・ 単独施設として設置している長糸高齢者いこいの家、雷山高齢者いこいの家は、築 15 年以上経過して おり、修繕工事が頻繁に必要となっています。
- ・ 南風高齢者いこいの家、東風高齢者いこいの家は各校区公民館に設置しており、複合施設として運用しています。

 $^{16}$  いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療・生活などに関する高齢者のための相談窓口のこと。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針 (総合管理計画 P.89)

【主な方針 ⇒ 複合化、民営化、廃止など】 機能移転による複合化を基本に、民営化や廃止を踏まえて、適切な規模や配置を検討する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

+/===== /2 1/-	方向	9性					2023							
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
高齢者福祉施設	10 ±-	r <del>ia</del> . L							<b>.</b>					
二丈苑	移転	廃止							廃止					
介護予防センター	%#+±	維持												
はつらつ館	維持	作任才守												
シニアプラザ	維持	維持												
シーアノフリ	<b>が圧</b> が守	推付												
長糸高齢者いこい	移転	廃止								廃止				
の家	伊州	<b>無</b> 止								無止				
雷山高齢者いこい	移転	廃止						廃止						
の家	19 <del>1</del> 4	光止						19611						
南風高齢者いこい	維持	維持												
の家	<b>业</b> 上1寸	<b>小比1寸</b>												
東風高齢者いこい	維持	維持												
の家	小庄1寸	小庄1寸												

- ・ 高齢者福祉施設二丈苑については、新庁舎整備後、現在主に市の会議室として使用している交流プラザニ丈館の2階部分の活用方法を整理した後、2025年度を目途に機能を移転し、建物を廃止します。
- ・ 介護予防センターはつらつ館は現状を維持することとし、老朽化等の不具合については、安全性、快適性 を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応することとします。
- ・ シニアプラザは利用状況を精査したうえで、現ふれあいの建物を改修して設置する複合施設への機能移転を含め、維持・廃止の両方を視野に検討していきます。
- ・ 長糸高齢者いこいの家及び雷山高齢者いこいの家は、公民館のコミュニティセンター化を踏まえ、各公民館の改修後、機能を移転し、建物を廃止します。
- ・ 南風高齢者いこいの家及び東風高齢者いこいの家は、公民館のコミュニティセンター化を踏まえ、そのあり 方について検討します。
- ・ 廃止する施設を除く各施設については、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなどにより、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。

・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	高齢者	福祉施設 二丈苑	<u> </u>									
取組方針				所管課								
	施設が	ぶ老朽化しているとと	な維持補修が見込ま									
【機能】移転	れるため	るため、新庁舎整備後、現在主に市の会議室として利用している交 介護・高齢者										
【建物】廃止	流プラサ	デニ丈館の2階部分の	支援課									
	移転し、	建物を廃止する。										
建築からの経過年	三数	現在	28 年	廃止時	35 年							
現施設の延床面積の	推移	推移 廃止前 373.47 m² 廃止後										
備考	建物廃山	建物廃止後は、民間事業者への売却を検討する。										

施設名	長糸高	長糸高齢者いこいの家										
取組方針				所管課								
【機能】移転 【建物】廃止	つ機能を	024、2025 年度を目途に実施する長糸公民館の改修後、現施設が持 機能を移転し、建物を廃止する。なお、公民館改修時には、高齢者 すでなく多世代が集えるスペースの確保を検討する。										
建築からの経過年	数	現在	19 年	廃止時	27 年							
現施設の延床面積の	推移	廃止前	廃止後	0.00 m <sup>2</sup>								
備考	建物廃」	生物廃止後は、地元への譲渡又は民間事業者への売却等を検討する。										

施設名	雷山高	雷山高齢者いこいの家										
取組方針		取組内容										
【機能】移転【建物】廃止	つ機能を	2022、2023 年度を目途に実施する雷山公民館の改修後、現施設が持機能を移転し、建物を廃止する。なお、公民館改修時には、高齢者支援課けでなく多世代が集えるスペースの確保を検討する。										
建築からの経過年	三数	現在	17 年	廃止時	23 年							
現施設の延床面積の	推移	<b>廃止前</b> 180.52 ㎡ 廃止後 0.0										
備考	建物廃」	建物廃止後は、地元への譲渡又は民間事業者への売却等を検討する。										

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	增減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
高齢者福祉施設	1,504.62 m	781.70 m <sup>2</sup>	▲48.0%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
_	一 千円

# ● 児童福祉施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震 補強	指定 管理
神在保育所	884.10 m		<b>※ 20</b>	017年4月	に民営化済	予み	
子育て支援センター すくすく	386.85 m	2005	13	S造	_	不要	
子育て支援センター にこにこ	193.54 m	1998	20	SRC 造	_	不要	
子育て支援センター ぽかぽか・きらきら	695.74 m	1981	37	RC造	_	不要	
母子生活支援施設 笹山苑	573.00 m		* 2	2016年8月	月に廃止済	<i></i>	
病児·病後児保育施設	81.15 m	2003	15	W 造		不要	0
波多江 1・2 放課後児童 クラブ	254.97 m	1999	19	W 造	_	不要	0
波多江3放課後児童クラブ		※ 小雪	学校に同居	ました施設			0
波多江4放課後児童クラブ		※ 小雪	学校に同居	した施設			0
東風 1・2 放課後児童クラブ	192.34 m	2005	13	S造		不要	0
東風3放課後児童クラブ	135.39 m	2018	0	W 造		不要	0
前原放課後児童クラブ	172.42 m	1995	23	W 造		不要	0
前原第2放課後児童クラブ	175.97 m	2012	6	W 造		不要	0
前原南放課後児童クラブ	157.18 m	2000	18	W 造	_	不要	0
前原南第2放課後児童 クラブ	175.50 m	2013	5	W造	_	不要	0
前原南3放課後児童クラブ	167.90 m	2018	0	S造	_	不要	0
南風1放課後児童クラブ	100.17 m	2002	16	S造		不要	0
南風第2放課後児童クラブ	98.69 m	2008	10	S造		不要	0
南風3放課後児童クラブ		※ 小	学校に同居	 した施設			0

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震補強	指定 管理
加布里放課後児童クラブ	159.20 m	1997	21	W 造	_	不要	0
長糸放課後児童クラブ	109.30 m	2011	7	W 造	_	不要	0
雷山放課後児童クラブ	173.67 m	2001	17	W 造	_	不要	0
怡土放課後児童クラブ	129.33 m	1997	21	W 造	_	不要	0
怡土2放課後児童クラブ		※ 小雪	学校に同居	した施設			0
一貴山放課後児童クラブ	87.15 m	1995	23	W 造		不要	0
深江放課後児童クラブ	103.84 m	1999	19	W 造	_	不要	0
福吉放課後児童クラブ	119.21 m	2009	9	W 造	_	不要	0
可也第1放課後児童クラブ	180.00 m	1997	21	W 造		不要	0
可也第2放課後児童クラブ	170.05 m	2009	9	W 造	_	不要	0
桜野放課後児童クラブ	110.69 m	1997	21	W 造	_	不要	0
引津放課後児童クラブ	92.74 m	1999	19	W 造	_	不要	0
引津第2放課後児童クラブ	175.38 m	2015	3	W 造	_	不要	0
児童福祉施設合計	6,055.47 m						

凡例) S 造: 鉄骨造 SRC 造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 RC 造: 鉄筋コンクリート造 W 造: 木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 (により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

### ② 現状と課題

- ・ 子育て支援センターは現在市内 3 ヵ所に設置し、事業を実施しています。
- ・「すくすく」については単体で設置している施設であるとともに、現在の立地場所の利便性等も考慮し、最適な配置の検討が必要です。
- ・「にこにこ」、「ぽかぽか・きらきら」は2015年度(平成27年度)に旧二丈、志摩庁舎を改修して設置した交流プラザ内に設置しています。なお、「きらきら」は療育機能を持った市内で唯一の施設です。

- ・ 病児・病後児保育施設は築 15 年を経過していますが、市内には民間も含め、同様の施設は他にないため、適正な維持管理が必要です。
- ・ 放課後児童クラブは市内に 26 ヵ所設置しており、小学校の教室を利用して設置している施設もあります。
- ・ 放課後児童クラブは指定管理制度を導入しており、効率的な運営に取り組んでいます。
- ・ 近年、市民のライフスタイルの変化等により入所児童が増加しており、施設の新設等を検討する必要があります。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.95)

【主な方針 ⇒ 民営化、複合化など】 民営化や複合化を基本に、適正な規模や配置を検討する

## ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

												× I	<b>→</b> (3:	h井1立
+/=======	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
子育て支援センター すくすく	複合	複合 廃止							複合 廃止					
子育て支援センター にこにこ	維持	維持												$\rightarrow$
子育て支援センター ぽかぽか・きらきら	維持	維持												$\rightarrow$
病児·病後児保 育施設	維持	維持												$\rightarrow$
波多江 1・2 放課後児童クラブ	拡大	改修	改修											$\Rightarrow$
波多江3放課後 児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
波多江4放課後 児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
東風 1・2 放課 後児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
東風3放課後児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$

※ ➡ は維持

	方向	可性											167	
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
前原放課後児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
前原第2放課後 児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
前原南放課後児 童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
前原南第2放課 後児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
前原南3放課後 児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
南風1放課後児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
南風第2放課後 児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
南風3放課後児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
加布里放課後児 童クラブ	拡大	改修	改修											$\Rightarrow$
長糸放課後児童 クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
雷山放課後児童 クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
怡土放課後児童 クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
怡土 2 放課後児 童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
一貴山放課後児 童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
深江放課後児童 クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
福吉放課後児童クラブ	維持	維持												$\Rightarrow$
可也第1放課後 児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
可也第2放課後 児童クラブ	維持	維持												$\rightarrow$
桜野放課後児童 クラブ	維持	維持												$\rightarrow$

※ ➡ は維持

施設名称	方向	方向性														
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
引津放課後児童	維持	維持														
クラブ	ì	1,000														
引津第2放課後	%#+±	%任+土														
児童クラブ	維持	持維持														

凡例) 複合廃止:他の施設に複合後、建物を廃止するもの

- ・ 子育て支援センター「すくすく」は、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、 複合します。なお、複合後の跡地については、民間への売却を検討します。
- ・ 病児・病後児保育施設は現指定管理者と協議を行い、民営化を含め、より効率的な運営管理方法を検討します。
- ・ 放課後児童クラブについては小学校施設との複合化を基本に検討することとし、小学校の大規模改修 (大規模改造)や建替え(更新)時期に合わせ、各児童クラブのあり方について検討を行います。
- ・ 木造の放課後児童クラブは、建築後 40 年での建替え (更新) を基本に検討します。
- ・ 波多江1・2、加布里放課後児童クラブは2019年度に改修を実施します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、 重要な箇所から順次対応します。
- ・ 小学校の教室を利用し設置している放課後児童クラブについては、教室を借用できなくなった場合を想定し、今後の方策を検討します。

#### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	子育て	支援センター	<b>「くすく (★)</b>			
取組方針			取組内容		所管課	
【機能】複合	新庁舎	<b>含整備後の 2025 年度</b> を				
【建物】複合	なお、複	なお、複合により利用者の利便性向上及び所管課等との連携による機 子ども課				
廃止	能強化を	と図る。				
建築からの経過年	数	現 在	13 年	複合廃止時	20 年	
現施設の延床面積の	推移	推移 複合廃止前 386.85 m 複合廃止後			0.00 m²	
備考	複合後0	)跡地については売却	を検討する。		_	

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103~)

施設名	波多江	波多江1・2放課後児童クラブ				
取組方針			取組内容		所管課	
改修	に対して	设については玄関が 1 「不足しているため、 ミさせることにより、	子ども課			
建築からの経過年	数	現在	19 年	改修時	20 年	
現施設の延床面積の	推移	改修前	254. 97 m²	改修後	297. 74 m²	
備考						

施設名	加布里	加布里放課後児童クラブ				
取組方針			所管課			
改修	きないた	设については利用する こめ、2019 年度に改修 こり、児童の生活環境	子ども課			
建築からの経過年	数	現在	21 年	改修時	22 年	
現施設の延床面積の	推移 改修前		159. 20 m²	改修後	188. 56 m²	
備考						

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
児童福祉施設	4,598.37 m	4,283.65 m	<b>▲</b> 6.8%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	20,097 千円

# (6)行政施設:行政施設

# ● 庁舎等

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
糸島市役所	9,157.87 m	1970	48	RC 造	実施済	実施済	
前原書庫	312.00 m	1981	37	RC 造		不要	
第三別館	591.26 m	2001	17	S造		不要	
交流プラザニ丈館	1,506.93 m	1998	20	SRC 造		不要	
交流プラザ志摩館	2,099.17 m	1981	37	RC造		不要	
NPO・ボランティアセンター	162.00 m	1974	44	RC造	未実施	未実施	
ふるさとハローワーク	167.92 m	1974	44	RC造	未実施	未実施	
水防倉庫(前原)	32.40 m	1989	29	S造		不要	
水防倉庫(御床)	42.00 m	不明	_	W 造	対象外	対象外	
市民まつり倉庫	50.00 m	1993	25	S造	-	不要	
渡船ひめしま物置	16.00 m	1978	40	W 造	対象外	対象外	
指定ごみ袋倉庫 (二丈)	32.00 m		*	2018年6	月に解体済	る	
指定ごみ袋倉庫 (志摩)	19.00 m	1998	20	W 造		不要	
波多江小学校 社会体育倉庫	9.93 m <sup>2</sup>	1992	26	W 造		不要	
雷山小学校 社会体育倉庫	9.93 m	1992	26	W 造	_	不要	
怡土小学校 社会体育倉庫	9.93 m	1993	25	W 造	_	不要	
前原中学校 社会体育倉庫	9.93 m <sup>2</sup>	2005	13	W 造	_	不要	
文化事業機材保管倉庫	80.48 m	2001	17	W 造	_	不要	
曽根第1文化財事務所	157.68 m	2002	16	S造	_	不要	

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震補強	指定 管理
曽根第2文化財事務所	69.00 m	1992	26	S造	_	不要	
曽根第3文化財事務所	56.00 m	1999	19	S造	_	不要	
高祖第1文化財事務所	360.72 m	2001	17	S造	_	不要	
高祖第2文化財事務所	118.40 m	2001	17	S造	_	不要	
二丈深江文化財事務所	192.42 m	1996	22	S造	_	不要	
志摩芥屋文化財事務所	215.30 m	2003	15	W 造	_	不要	
三雲文化財倉庫	532.04 m	1986	32	S造	_	不要	
庁舎等合計	16,010.31 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 S 造:鉄骨造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

### ② 現状と課題

- ・ 糸島市役所本館は建築後 48 年が経過しており、建物及び設備の老朽化が進んでいるため、継続的な維持補修が必要な状況です。
- ・ 前原書庫は建築後 37 年が経過しているとともに、市庁舎と離れた場所に設置しているため、利便性向上を含めた検討が必要です。
- ・ 交流プラザニ丈館及び志摩館については、複合施設として活用しています。
- ・ NPO・ボランティアセンター及びふるさとハローワークは旧自治会館に設置しており、利用者は増加傾向にありますが、施設の老朽化への対策が必要です。
- ・ 市内各所に設置している文化財事務所については、事務の効率化を図るため、施設の集約等を検討する必要があります。

### ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針 (総合管理計画 P.101)

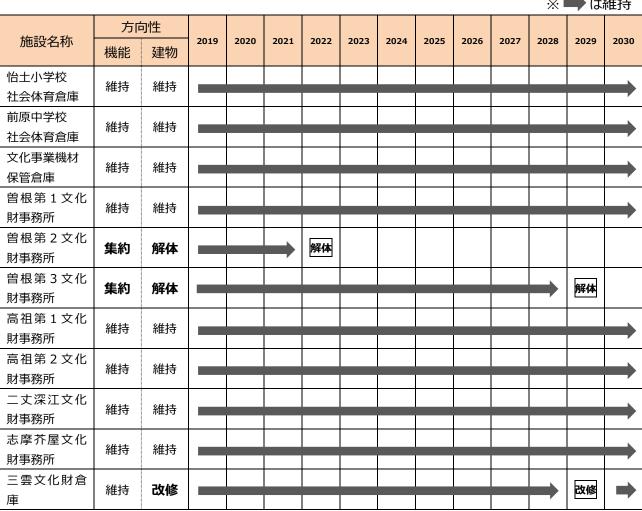
### 【主な方針 ⇒ 複合化、統廃合、転用など】

糸島市役所は、平成36年度までに新庁舎基本構想に基づく建替え(更新)等を実施し、その他 施設は、複合化等による適正な規模や配置を検討する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持





※ ➡ は維持

凡例) 複合解体:他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ 糸島市役所は、糸島市新庁舎基本構想・基本計画に基づき建替え(更新)を実施します。
- ・ 前原書庫、NPO・ボランティアセンター、及びふるさとハローワークは、新庁舎整備後、複合施設として活用 する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 駐車場は、新庁舎整備において、想定される複合施設の利用者分を含めて拡大し、混雑時の駐車場 不足の解消を図ります。
- ・ 交流プラザニ丈館及び志摩館において、現在市の会議室として使用しているスペースについては、新庁舎 整備後、その活用方法について検討します。
- ・ 水防倉庫(前原)は、多目的体育館を含む運動公園及び新庁舎整備に合わせ、他施設に資材保管 スペースを確保することとし、現施設については廃止します。
- ・ 水防倉庫(御床)は、地元行政区の物資及び市の水防資機材を保管しているため、水防倉庫としての 機能を廃止し、地元行政区への譲渡を検討します。

- ・ 指定ごみ袋倉庫(志摩)は新庁舎整備に合わせ、庁舎周辺にスペースを確保したうえで、現施設については廃止します。
- ・ 文化財については一ヵ所での集中管理が望ましいため、機能統合による施設の集約を検討することとし、 第1期においては曽根第2及び第3文化財事務所の集約を実施します。
- ・ 三雲文化財倉庫を市の文化財倉庫の拠点と位置付け、市内に点在している文化財倉庫の機能を集約します。

## ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	糸島市	役所(★)				
取組方針				所管課		
建替え(更新)	新庁舎團	2022、2023 年度を目途に、庁舎の建替え(更新)を実施する。また、 新庁舎整備後、新館については改修を行い、市民が利用する複合施設 管財契約記 として活用する。				
建築からの経過年	些数	現在	48 年	建替え時	52 年	
現施設の延床面積の	推移	建替え前	9, 157. 87 m²	建替え後	13, 013. 11 m²	
備考	新たに虫	新たに整備する新庁舎の延床面積は 11,800.00 ㎡を想定し、検討を進める。				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103~)

施設名	前原書	庫(★)			
取組方針			取組内容		所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体		☆整備後の 2025 年度を 複合後、現建物は解	総務課		
建築からの経過年	数	現 在	37 年	複合解体時	44 年
現施設の延床面積の	推移	複合解体前	312. 00 m²	複合解体後	0.00 m²
備考					

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.103~)

施設名	NPO (	NPO・ボランティアセンター(★)					
取組方針			取組内容		所管課		
【機能】複合 【建物】複合 解体	ため、翁	设が入居している旧自 所庁舎整備後の 2025 年 複合後、現建物は解	地域振興課				
建築からの経過年	三数	現在	44 年	複合解体時	51年		
現施設の延床面積の	推移	推移 複合解体前 162.00 m² 複合解体後			0.00 m²		
備考							

<sup>※ ★</sup>印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。 (P.103~)

施設名	ふるさ	とハローワーク	(★)		
取組方針			取組内容		所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	ため、新る。	设が入居している旧自 所庁舎整備後の 2025 年 複合後、現建物は解	商工観光課		
建築からの経過年	三数	現在	44 年	複合解体時	51 年
現施設の延床面積の	推移	推移 複合解体前 167.92 m² 複合解体後			0.00 m <sup>2</sup>
備考					

# ※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103~)

施設名	水防倉	庫(前原)			
取組方針			取組内容		所管課
【機能】廃止 【建物】解体		会及び多目的体育館の Rし、現施設について	危機管理課		
建築からの経過年	数	現在	29 年	解体時	33 年
現施設の延床面積の	推移	解体前	32. 40 m²	解体後	0.00 m²
備考					

施設名	水防倉庫(御床)					
取組方針		所管課				
【機能】廃止【建物】譲渡	現在、市の水原に、地戸	危機管理課				
建築からの経過年数		現在	不明	譲渡時	不明	
現施設の延床面積の推移		譲渡前	42. 00 m²	譲渡後	0.00 m²	
備考	施設の診	2置年度は不明				

施設名	指定ごみ袋倉庫(志摩)					
取組方針	取組内容				所管課	
【機能】廃止【建物】廃止	現在、 わせ、2 廃止する	生活環境課				
建築からの経過年数		現在	20 年	廃止時	26 年	
現施設の延床面積の推移		廃止前	19. 00 m²	廃止後	0.00 m <sup>2</sup>	
備考						

施設名	曽根第2文化財事務所					
取組方針		所管課				
	発掘に	発掘による出土品は廃棄できないため保管する必要があるが、一ヵ				
【機能】集約	所での集	集中管理が望ましい。	ナル細			
【建物】解体	年を迎え	文化課				
	ては廃」					
建築からの経過年数		現在	26 年	解体時	30年	
現施設の延床面積の推移		解体前	69. 00 m²	解体後	0.00 m²	
備考						

施設名	曽根第	曾根第3文化財事務所								
取組方針				所管課						
	発掘に	こよる出土品は廃棄で								
【機能】集約	所での集	での集中管理が望ましい。そのため、収蔵している出土品等は築 30								
【建物】解体	年を迎え	文化課 手を迎える 2029 年度を目途に三雲文化財倉庫へ集約し、現施設につい								
	ては廃」	上する。								
建築からの経過年	三数	現在	19 年	解体時	30 年					
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 56.00 m 解体後								
備考										

施設名	三雲文	化財倉庫							
取組方針		取組内容							
改修		市の文化財倉庫の拠点施設として活用する。なお、2029 年度に施設 有効活用を図るため、重量棚の設置を実施する。  文化課							
建築からの経過年	数	現在	32 年	改修時	43 年				
現施設の延床面積の	推移	改修前 532.04 m 改修		改修後	532. 04 m²				
備考									

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
庁舎等	15,978.31 m	18,973.23 m	18.7%

※ 糸島市役所新館(3,009.23 ㎡)は改修後、主に市民が利用する複合施設として活用するため、 2031年3月31日時点の延床面積は「**庁舎等」**に計上せず、「市民利用施設:その他施設」(P.19) に計上しています。 ⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え・解体・改修	7,020,850 千円

### ● 教育施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
教育センター	274.60 m	1991	27	RC造	_	不要	
教育相談室	20.58 m	1991	27	RC造	_	不要	
適応指導教室	46.35 m	1991	27	RC 造	_	不要	
教育施設合計	341.53 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

### ② 現状と課題

- ・ 平成 27 年度に教育関連 3 施設を 1 ヵ所に集約し、図書館(本館)施設に複合しています。
- ・ 複合している施設については建築から27年が経過している施設であり、今後、老朽化対策も含めた適正な維持管理が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.105)

# 【主な方針 ⇒ 集約化済】

平成27年度に集約化しており、利用状況を確認しながら、今後のあり方を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称 方向性 機能 建物	5性													
	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
****	<i>«</i> #±+	<i>«</i> #±+												
教育センター	維持維持	維持												
教育相談室	%任+土	%#+±												
<b>教育怕談至</b>	維持維持	亦胜1 <del>寸</del>												
`辛c+15.	**************************************	4// I-E												
適応指導教室	維持	維持												

- ・ 当面の間は現状どおりの運営とし、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育センターについては将来的に、小中学校への複合化を検討します。
- ・ 教育相談室及び適応指導教室については施設が持つ機能の性質を考慮し、周辺環境を含む現在の立 地条件よりも良い施設があれば、移転も含め検討することとします。

# ⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率		
	A	B	C=(B-A)/A×100		
教育施設	341.53 m²	341.53 m	0.0%		

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
_	— 千円

# ● 消防施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
消防本部	3,274.35 m	1999	19	RC 造	_	不要	
消防署 前原出張所	399.92 m	2004	14	SRC 造	_	不要	
消防署 二丈出張所	349.05 m	2006	12	S造	_	不要	
消防署 志摩出張所	357.49 m	2013	5	S造	_	不要	
消防団 波多江分団詰所	120.72 m	1998	20	W 造	_	不要	
消防団 前原分団詰所	130.48 m	2001	17	W 造	_	不要	
消防団 加布里分団詰所	117.64 m	1997	21	W 造	_	不要	
消防団 長糸分団詰所	102.14 m	1991	27	W造	_	不要	
消防団 雷山分団詰所	130.86 m	1999	19	W造	_	不要	
消防団 怡土分団詰所	108.53 m	1994	24	W 造	_	不要	
消防団 一貴山分団詰所	123.84 m	2012	6	W造	_	不要	
消防団 深江分団詰所	98.06 m	2001	17	S造	_	不要	
消防団 福吉分団詰所	121.87 m	2016	2	W造	_	不要	
消防団 福吉分団(水上)車庫	26.00 m	1990	28	S造	_	不要	
消防団 可也分団詰所	67.90 m	2000	18	W造	_	不要	
消防団 小富士分団詰所	66.46 m	1992	26	W造	_	不要	
消防団 野北分団詰所	60.93 m	1987	31	W造		不要	
消防団 桜井分団詰所	57.34 m	1990	28	W造	_	不要	
消防団 芥屋分団(岐志) 詰所	56.72 m	1993	25	W造	_	不要	

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
消防団 芥屋分団(芥屋)車庫	59.62 m	1994	24	W 造		不要	
消防団 芥屋分団(姫島) 格納庫	43.20 m	1988	30	W造		不要	
消防施設合計	5,873.12 m						

凡例)RC 造:鉄筋コンクリート造 SRC 造:鉄骨鉄筋コンクリート造 S造:鉄骨造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

### ② 現状と課題

- ・ 消防本部は建築から 19 年を経過しており、設備に関する故障が発生しているため、早急な対応が必要です。
- ・ 前原、二丈、志摩に設置している消防署出張所は、比較的築年数が浅いため、施設に関する大きな不 具合は発生していない状況ですが、今後も適正な維持管理が求められます。
- 各分団詰所等は木造建築物が多く、施設規模に統一性がありません。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.108)

#### 【主な方針 ⇒ 現状維持など】

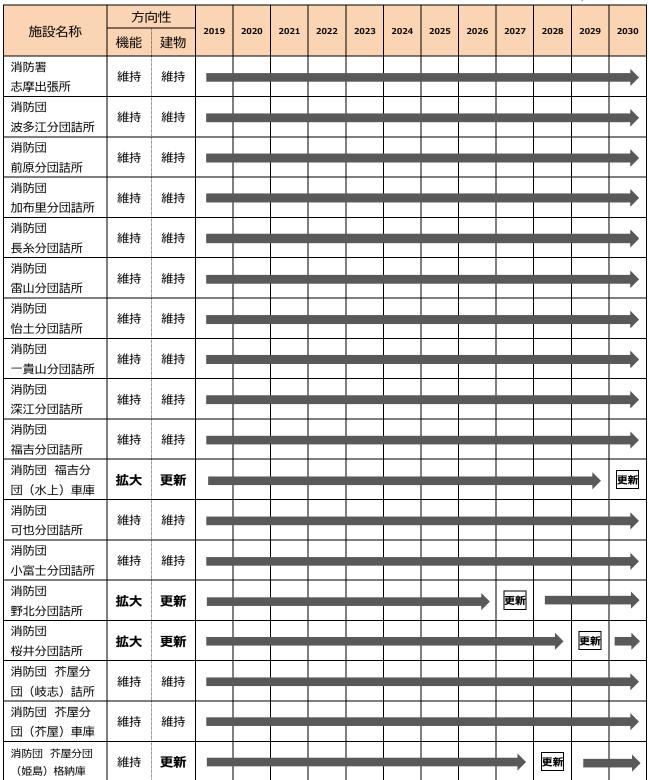
現状維持を基本とするが、適正な規模の確保と、複合化による機能の共用化や統廃合等を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16-10. 6 Th	方向	<b>与性</b>												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
消防本部	維持	改修	<b>⇒</b>	改修								$\rightarrow$	改修	改修
消防署 前原出張所	維持	維持												$\rightarrow$
消防署 二丈出張所	維持	維持												$\rightarrow$

※ ➡ は維持



- ・ 消防本部については防災拠点としての機能を確保するため、大規模改修を実施します。
- ・ 市内に3ヵ所設置している消防署出張所については現状維持を基本とし、必要な修繕を行うとともに、予 防保全を導入することで、中長期的なコスト削減に努めます。
- ・ なお、建築から30年を経過し、大規模改修時期を迎える第2期において、1署3出張所体制のあり方について検討を行います。
- ・ 木造の消防団詰所等については大規模改修を実施せず、建築から 40 年を経過する時期を目途に建替え (更新) を検討します。
- ・ 建替え(更新)にあたっては、各分団詰所の延床面積は 100 ㎡に統一するとともに、木造ではなく鉄骨造を基本とし、長期利用に耐え得る施設として整備します。なお、車庫等については 50 ㎡を基本に整備します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、 重要な箇所から順次対応します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	消防本	消防本部							
取組方針		取組内容							
		災害による停電時等に防災拠点としての機能を維持するために必要							
改修	う。また	は非常用自家発電機が老朽化しているため、2020 年度に設備更新を行 う。また、建築から 30 年を経過する 2029、2030 年度を目途に、施設 の大規模改修を実施する。							
建築からの経過年	-数	現在	19 年	改修時	30年				
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 3,274.35 m 改修後							
備考	大規模改	大規模改修等の必要な対策を施すことで、建物の使用目標年数を 60 年に設定							

施設名	消防団	福吉分団(水上	二)車庫		
取組方針			取組内容		所管課
建替え(更新)	施する。	いら 40 年を経過する なお、現在は資機材 うことで機能を向上さ	警防課		
建築からの経過年	类	現在	28 年	建替え時	40年
現施設の延床面積の	推移	建替え前	26. 00 m²	建替え後	50.00 m <sup>2</sup>
備考					

施設名	消防団	野北分団詰所			
取組方針			取組内容		所管課
建替え(更新)	施する。	いら 40 年を経過する なお、現詰所には消 设備がなく、また、防 さ行い、機能を向上さ	警防課		
建築からの経過年	三数	現在	31 年	建替え時	40 年
現施設の延床面積の	推移	建替え前	60. 93 m²	建替え後	100.00 m²
備考					

施設名	消防団	桜井分団詰所			
取組方針			取組内容		所管課
建替え(更新)	施する。	いら 39 年を経過する なお、現詰所には消 ひ備がなく、また、防 な行い、機能を向上さ	警防課		
建築からの経過年	三数	現在	28 年	建替え時	39 年
現施設の延床面積の	推移	推移 建替え前 57.34 m <sup>2</sup> 建替え後			
備考					

施設名	消防団	芥屋分団(姫島	<b>島)格納庫</b>		
取組方針			取組内容		所管課
建替え(更新)	施する。	いら 40 年を経過する なお、現格納庫には 現状の規模での建替	警防課		
建築からの経過年	数	現在	30 年	建替え時	40 年
現施設の延床面積の	現施設の延床面積の推移 建替え前			建替え後	43. 20 m²
備考					

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
消防施設	5,873.12 m	5,978.85 m	1.8%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・建替え	732,831 千円

### ● 環境施設

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
クリーンセンター	14,281.37 m	1999	19	S造		不要	
し尿処理センター	4,645.13 m	1994	24	RC造	_	不要	
旧清掃センター(処分場)	713.07 m	1983	35	RC造	_	不要	
環境施設合計	19,639.57 m						

凡例) S 造:鉄骨造 RC 造:鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

### ② 現状と課題

- ・ クリーンセンターは築 19 年が経過しており、定期的な補修工事を実施しているとともに、2014 年度から 2016 年度の3ヵ年で延命化工事を実施し、2034 年度までの延命化を図っているところです。
- ・ し尿処理センターは築 24 年が経過しており、定期的な補修工事を実施しているとともに、2018 年度に 設備改修工事を実施しています。
- ・ 旧清掃センター(処分場)はクリーンセンター建築前の施設跡として管理しており、築 35 年が経過していますが、有人施設ではなく、新規のごみ搬入もない状況です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.113)

【主な方針 ⇒ 適正規模など】

未利用施設を整理し、必要な施設は適正機能、規模の確保を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

方向性	5性													
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
E11 × 1× E	,,,,,	<i>,</i> ,,,,,												
クリーンセンター	維持	維持												
	v#1+	<i>«</i> #±+												
し尿処理センター	維持	維持												
旧清掃センター	<b>=</b> .1	加山									77.41			
(処分場)	廃止	解体									解体			

- ・ クリーンセンターについては現状と同じく、職員の常駐及び施設の運転管理は業務委託により運営するとと もに、経費削減につながるような効率的な運営に努めます。
- ・ 施設使用の目標年度に設定している 2034 年度まで、適正な管理を継続します。
- ・ し尿処理センターについては施設の運転管理は業務委託とし、また搬入量が減少傾向であるため、効率的な運営に努めます。
- ・ 施設使用の目標年度に設定している 2038 年度まで、適正な管理を継続します。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 旧清掃センター (処分場) は、県及び地元行政区と協議のうえ、廃止を進めます。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	旧清掃	旧清掃センター(処分場)							
取組方針			取組内容		所管課				
【機能】廃止【建物】解体	定値を基	是出液処理施設の廃止に関しては、周辺環境の水質や発生ガスの測 直を基に県及び地元行政区と協議が必要であり、廃止の時期は流動 であるものの、2027 年度を目途とし、廃止を進める。							
建築からの経過年	数	現在	35 年	解体時	44 年				
現施設の延床面積の推移 解体前			713. 07 m²	解体後	0.00 m²				
備考	2019年	度に水路整備を実施							

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
環境施設	19,639.57 m	18,926.50 m	▲3.6%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体·経常工事	2,168,967 千円

# ● その他施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
深江分団詰所西側倉庫	47.00 m	2001	17	S造	_	不要	
前原テレワークセンター ママトコワーキングスペース	121.12 m	1999	19	S造	—	不要	
旧志摩の四季跡施設	299.20 m	1998	20	RC 造	_	不要	
旧白糸分校	199.00 m	1973	45	S造	対象外	対象外	
旧観光案内所	33.06 m	1982	36	その他		不要	
解放会館	131.67 m	1987	31	W 造		不要	
旧芥屋公民館	496.56 m	1983	35	RC造	_	不要	
旧消防署志摩出張所跡	153.00 m	1972	46	S造	対象外	対象外	
青修館	91.30 m	1986	32	W 造	_	不要	
福岡マラソン糸島協力会 事務所	119.90 m <sup>2</sup>	2004	14	S造	_	不要	
旧深江公民館跡	1,926.91 m		<b>※</b> 2	2018年6月	に解体済	<del>}</del>	
白糸の滝小水力発電所	36.00 m	2013	5	W 造	_	不要	
瑞梅寺ダム小水力発電所	59.21 m	2016	2	RC造		不要	
その他施設合計	3,713.93 m						

凡例) S 造:鉄骨造 RC 造:鉄筋コンクリート造 W 造:木造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

# ② 現状と課題

- ・ 市が管理している施設や貸付け等を行っている施設が、市内 12 施設ある状況です。
- ・ 築2年の施設から築46年を経過する施設まであり、施設の状態についてもさまざまです。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.116)

# 【主な方針 ⇒ 必要最低限の維持】

貸付等を行っている施設であり、原則、建替え(更新)は行わない

# ④ 今後の具体的な方向性



													10/	
+H=D. A. 14	方向	句性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
深江分団詰所	維持	維持												
西側倉庫	小圧コイン	小圧コハ												
前原テレワークセンター ママトコワーキングスペース	維持	維持												$\rightarrow$
旧志摩の四季跡 施設	維持	維持												$\rightarrow$
旧白糸分校	廃止	譲渡	<b>⇒</b>	譲渡										
旧観光案内所	廃止	廃止	廃止											
解放会館	複合	複合							複合					
7+/// Д 16	184	廃止							廃止					
旧芥屋公民館	維持	維持	-											$\rightarrow$
旧消防署	維持	維持												
志摩出張所跡														
青修館	維持	維持												$\Rightarrow$
福岡マラソン糸島	複合	複合							複合					
協力会事務所	传口	解体							解体					
白糸の滝	維持	維持												
小水力発電所	<b>亦比1寸</b>	<b>小比1寸</b>												
瑞梅寺ダム	維持	維持												
小水力発電所	小圧1/7	小圧1/7												

凡例)複合廃止:他の施設に複合後、建物を廃止するもの 複合解体:他の施設に複合後、建物を解体するもの

・ 市が管理している施設については安全面に配慮し、施設管理を行います。

- ・ 貸付施設は、借受人が善良な管理運営を行います。
- ・ 旧白糸分校は地元集会所として貸付けをしているため、地元への譲渡を進めます。
- ・ 解放会館は木造であるとともに施設の老朽化が進んでいるため、他施設への複合を進めます。
- ・ 福岡マラソン糸島協力会事務所は、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、 重要な箇所から順次対応します。

# ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	旧白糸	分校			
取組方針				所管課	
【機能】廃止 【建物】譲渡		集会所として貸付けを 也元への譲渡を進める	管財契約課		
建築からの経過年	类	現在	45 年	譲渡時	47 年
現施設の延床面積の	推移	譲渡前	0.00 m²		
備考					

施設名	旧観光	案内所						
取組方針			所管課					
【機能】廃止【建物】廃止	会が移転	糸島市観光協会の事務所として活用していた施設であるが、観光協 ☆が移転済である。現在倉庫として活用しているものの、今後活用方 伝を検討し、適切な用途がない場合、施設を廃止する。						
建築からの経過年	数	現在	36 年	廃止時	37 年			
現施設の延床面積の	推移	<b>É</b> 移 廃止前 33.06 ㎡ 廃止後 0.00 ㎡						
備考	土地はJ	上地はJR九州の所有であるため、施設を廃止した場合は返地する。						

施設名	解放会	館							
取組方針		取組内容							
【機能】複合		<b>運動の推進を目的とし</b>	•	人権・男女共同					
【建物】複合 廃止	めるか、 複合を進	施設が老朽化してい 些める。	日丞に、他施設への	参画推進課					
建築からの経過年	数	現在	31 年	複合廃止時	38 年				
現施設の延床面積の	推移	複合廃止前	0.00 m²						
備考	他施設~	也施設への複合後の跡地については売却を含め、総合的に検討する。							

施設名	福岡マ	福岡マラソン糸島協力会事務所(★)							
取組方針			取組内容		所管課				
【機能】複合 【建物】複合 解体		设は移築により設置し 情後、2025 年度を目途	生涯学習課						
建築からの経過年	数	現在	14 年	複合解体時	21 年				
現施設の延床面積の	推移	複合解体前	0.00 m²						
備考									

<sup>※ ★</sup>印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103~)

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
その他施設	1,922.02 m	1,303.39 m	▲32.2%

※ 2019年3月31日時点の延床面積には、2019年3月をもって廃止した「怡土小学校王丸分校」の面積 (135.00 m) を計上しています。なお、建物については地元への譲渡又は解体等を検討します。

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体	2,797 千円

# (7)都市関連施設:市営住宅

# ● 市営住宅

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震補強	所在 校区
泊二団地	556.80 m	1987	31	W 造	_	不要	東風
泊三団地	419.88 m	1988	30	W造	_	不要	東風
神在団地	9,211.00 m	2004	14	RC造	_	不要	加布里
岸田団地	2,607.40 m	1993	25	RC造	_	不要	前原南
第1中央団地	302.40 m	1963	55	W 造	対象外	対象外	前原南
第2中央団地	186.00 m	1966	52	W 造	対象外	対象外	前原南
三雲団地	553.32 m	1987	31	W造		不要	怡土
第1町裏団地	664.00 m	1975	43	その他	未実施	未実施	深江
第2町裏団地	657.23 m	1987	31	その他		不要	深江
第1東縄手団地	688.98 m	1978	40	その他	未実施	未実施	福吉
第2東縄手団地	841.00 m	1988	30	RC造		不要	福吉
初団地	4,959.75 m	2000	18	RC造	_	不要	可也
松原第2団地	429.00 m	1965	53	W造	対象外	対象外	引津
松原第3団地	132.00 m	1967	51	W造	対象外	対象外	引津
市営住宅合計	22,208.76 m						

凡例)W 造:木造 RC 造:鉄筋コンクリート造 その他:軽量鉄骨造 -:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

# ② 現状と課題

・ 市営住宅 14 団地中、築 30 年以上経過する団地が 11 団地、築 20 年以上経過する団地が 1 団地 あり、多くの住宅が老朽化している状況です。

- ・ 老朽化に伴う修繕箇所が多く発生しており、継続的な維持補修が必要な状況です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.119)

# 【主な方針 ⇒ 縮小、複合化、民間活用など】

間取り変更等により一定戸数を確保しながら、施設面積を減少させていくとともに、民間住宅 の借上等を検討する

# ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

												Ж.	は	維持
+/=====================================	方向	7性	2010	2020	2024	2022	2022	2024	2025	2026	2027	2020	2020	2020
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
泊二団地	維持	維持												$\Rightarrow$
泊三団地	維持	維持												$\Rightarrow$
神在団地	維持	維持												$\rightarrow$
岸田団地	維持	改修			$\rightarrow$	改修	改修							$\rightarrow$
第1中央団地	廃止	解体				$\rightarrow$	解体							
第2中央団地	廃止	解体					$\rightarrow$	解体						
三雲団地	維持	維持												$\Rightarrow$
第1町裏団地	廃止	解体						$\Rightarrow$	解体					
第2町裏団地	廃止	解体								$\rightarrow$	解体			
第1東縄手団地	廃止	解体									$\rightarrow$	解体		
第2東縄手団地	維持	改修	<b>=</b>	改修	改修									$\rightarrow$
初団地	維持	維持												$\rightarrow$
松原第2団地	廃止	解体											$\rightarrow$	解体

※ ➡ は維持

16-0 6-71	方向	9性								2025	2027 2029			
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
松原第3団地	廃止	解体											$\rightarrow$	解体

- ・ 岸田団地及び第2東縄手団地については、屋根防水及び外壁の改修工事を実施します。
- ・ 老朽化が著しい団地については、施設を廃止します。
- ・ 廃止する団地については、廃止までは安全確認等により修繕の必要性を把握し、緊急度に応じて適切な対応を行います。
- ・ 施設を廃止するにあたり、現入居者については他団地等への住替えを推進します。
- ・ 今後、民間住宅の借上げや家賃補助等の新たな住宅施策についての研究に取り組みます。
- ・ 指定管理者の導入については検討を行った結果、費用対効果が見込めないと判断したため、実施しない こととします。

### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	岸田団	地			
取組方針				所管課	
改修		いら 29 年を経過する 女修工事を実施する。	施設管理課		
建築からの経過年	数	現在	25 年	改修時	29 年
現施設の延床面積の	推移	改修前	2, 607. 40 m <sup>2</sup>		
備考					

施設名	第1中	央団地			
取組方針			所管課		
【機能】廃止【建物】解体	なお、	ぶ老朽化しているため 現入居者については 異体し、売却を検討す	他団地等への住替え		施設管理課
建築からの経過年	三数	現在	55 年	解体時	60 年
現施設の延床面積の	推移	解体前	0.00 m²		
備考					

施設名	第2中央団地							
取組方針			取組内容		所管課			
【機能】廃止【建物】解体	なお、	施設が老朽化しているため、2024 年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については他団地等への住替えを推進し、退去後は 施設管理課 施設を解体し、売却を検討する。						
建築からの経過年	数	現在	52 年	解体時	58 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 186.00 m² 解体後						
備考								

施設名	第1町裏団地							
取組方針			取組内容		所管課			
	施設カ	ぶ老朽化しているため	、その使用可能年数	を 45 年とし、2020				
【機能】廃止	年度まて	で使用する。現入居者	については 2021 年度	から他団地等への住	施設管理課			
【建物】解体	替えを推	魅設官な 替えを推進し、2025 年度を目途に施設を廃止する。廃止後は施設を解						
	体し、売	5却を検討する。						
建築からの経過年	三数	現在	43 年	解体時	50 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 664.00 m² 解体後 0.00 m						
備考								

施設名	第2町	第2町裏団地							
取組方針			取組内容		所管課				
	施設が	が老朽化しているとと	もに、地盤沈下が見	られ、排水設備も未					
   【機能】廃止	整備であ	あることから、その使ん	用可能年数を 35 年と	し、2022 年度まで使					
【建物】解体	用する。	現入居者については	施設管理課						
(建物) 群体	し、202	7 年度を目途に施設を	<b>一廃止する。廃止後は</b>	施設を解体し、売却					
	を検討す	ける。							
建築からの経過年	三数	現在	40 年						
現施設の延床面積の	推移	解体前	0.00 m²						
備考									

施設名	第1東	第1東縄手団地							
取組方針			取組内容		所管課				
	施設が	ぶ老朽化しているため	を 45 年とし、2023						
	年度まで	で使用する。現入居者	については 2024 年度	から他団地等への住					
   【機能】廃止	替えを推	生進し、2028 年度を目	途に施設を廃止する。	。廃止後は施設を解					
【建物】解体	体し、引	<b>記却を検討する。</b>		施設管理課					
上	なお、	現施設はコンクリー	トの劣化が進行してい	いるとともに、間取					
	りについ	ヽても不十分であるこ	とから、現入居者退	去後は「政策空家」					
	とし、兼	<b></b> 「規入居者は受け入れ	ない。						
建築からの経過年	数	現在	40 年	解体時	50 年				
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 688.98 m² 解体後							
備考	※ 政策空家:建替えや廃止、被災者の受け入れ等を予定しているなど								
備考									

施設名	第2東縄手団地								
取組方針		取組内容 所管課							
改修		建築から 32 年を経過する 2020、2021 年度を目途に、屋根防水及び 歴の改修工事を実施する。 施設管理課							
建築からの経過年	数	現在	30 年	改修時	32 年				
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 841.00 m² 改修後							
備考									

施設名	松原第	松原第2団地							
取組方針		取組内容							
【機能】廃止【建物】解体	なお、	施設が老朽化しているため、2030 年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については 2019 年度から他団地等への住替えを推進 、退去後は施設を解体し、売却を検討する。							
建築からの経過年	数	現在	53 年	解体時	65 年				
現施設の延床面積の	推移	解体前	0.00 m²						
備考									

施設名	松原第	3団地						
取組方針		取組内容						
【機能】廃止【建物】解体	なお、	施設が老朽化しているため、2030 年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については 2019 年度から他団地等への住替えを推進 ル、退去後は施設を解体し、売却を検討する。						
建築からの経過年	三数	現在	51 年	解体時	63 年			
現施設の延床面積の	推移	惟移 解体前 132.00 m² 解体後						
備考								

# ⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
市営住宅	22,208.76 m	19,149.15 m	▲13.8%

⑦ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修•解体	161,548 千円

# (8) その他: その他

# ● その他施設

# ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
納骨堂(13 施設)	626.35 m	1955 ~1989	29~ 63	RC造	対象外	対象外	
農業関連施設 (22 施設)	10,364.73 m	1973 ~1995	23~ 45	S、W 造	一部 未実施	一部 未実施	
その他施設合計	10,991.08 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 S 造:鉄骨造 W 造:木造

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

### ② 現状と課題

- ・ 納骨堂は市内 13 ヵ所に設置しており、築 40 年以上経過しているものが 12 ヵ所、築 30 年以上経過しているものが 1 ヵ所あります。
- ・ 施設の管理については、地元の隣組合等で実施しています。
- ・農業関連施設は市内22ヵ所に設置しており、築20年から40年以上経過しています。
- ・ 施設の管理については、利用者組合等で実施しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.122)

# 【主な方針 ⇒ 譲渡及び未更新など】

原則、利用組合等への施設譲渡を推進し、本市としての建替え(更新)は行わない

#### ④ 今後の具体的な方向性

※ 🗪 は維持

16-50. 6-16	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020 2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
納骨堂 (13 施設)	維持	維持												$\Rightarrow$
農業関連施設	6411													
(22 施設)	維持	譲渡												

- ・ 納骨堂については、納骨堂等施設の移管に関する方針を定めているため、その方針に基づき、維持管理については受益者で行い、市単独による改修、建替え(更新)は実施しないものとします。
- ・ 農業関連施設の維持管理については、現状のとおり使用者で行っていくものとし、今後、修繕等が必要な場合でも、市による改修及び建替え(更新)は行いません。
- ・ 法令等に定められた処分制限期間を経過した施設を優先に、施設利用組合等と譲渡に向けた協議を進めていきます。

### ⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点	2031年3月31日時点	増減率
	A	B	C=(B-A)/A×100
その他施設	10,991.08 m	6,310.46 m	<b>▲</b> 42.6%

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
_	一 千円

# 2 リーディングプロジェクト

本アクションプランの取組の中で、2つの公共施設の集約化・複合化事業を**リーディングプロジェクト**と位置付け、重点的に事業を推進していきます。

**リーディングプロジェクト**とは、他の地域や施設に先駆けて公共施設マネジメントに 取り組み、今後継続して取り組む公共施設マネジメントを先導するとともに、他の事業 のモデルとなる事業です。

### (1) 志摩初地域施設再配置事業

#### ア 対象施設

志摩初地域周辺には公共施設が集中しており、各施設は第1期アクションプラン期間中に築34年から54年を経過するため、老朽化等に対する検討が必要です。

施設名	面積(㎡)	建築年度	経過年数	構造
健康福祉センターふれあい	4, 369. 47	1996	22	RC 造
志摩歴史資料館	1, 321. 23	1995	23	RC 造
可也公民館	1, 664. 65	1984	34	SRC 造
いとしま応援プラザ	304. 50	1976	42	RC 造
交流プラザ志摩館	4, 216. 97	1981	37	RC 造

#### イ 各施設のマネジメント案

#### 【健康福祉センターふれあい】

- ① 健康福祉センターふれあいの機能を健康福祉センターあごらへ集約後、 建物を大規模改修し、長寿命化を図るとともに、可也公民館やいとしま応 援プラザの機能を含む多機能の複合施設として活用
- ② 大規模改修時に柔剣道や卓球、軽運動に対応でき、小規模ホールとしても使用可能な「ふれあいホール」(仮称)の整備を検討
- ③ 調理室を整備(調理室内には食事ができるスペースの確保を検討)
- ④ ユニバーサルデザインを考慮した大規模改修を実施
- ⑤ 施設内のレイアウト等については、設計前に市民ワークショップ等を開催し、決定
- ⑥ 浴場・食の提供サービスはその継続も含め検討し、サービスを継続する 場合はレイアウトと併せて検討

#### 【志摩歴史資料館】

- ① 歴史資料館の建物は民間への貸付け、若しくは売却を検討
- ② 歴史資料館の「収蔵品」は、伊都国歴史博物館に移転
- ③ 建物を活用し、民間事業者によるサービスの提供を検討(市民が望む機能について意見を集約し、民間事業者からの提案を募集)
- ④ 歴史資料館の「展示品」は、民間からの提案内容により、展示可能な場合は展示を継続
- ⑤ 展示を継続できない場合、改修後のふれあい、あるいは図書館志摩館内 等で展示可能なものは展示し、展示できないものについては、伊都国歴史 博物館へ移転し、展示
- ⑥ 民間事業者が施設を活用する場合、市で修繕・改修は行わない。

### 【交流プラザ志摩館】

- ① 当面の間は、現状どおりの使用(現用途での使用を想定し、2015 年度に 改修を実施済み)
- ② 維持する機能は、図書館志摩館、子育て支援センター、糸島市市民まつり振興会事務局、ファミリーサポートセンター、障がい者相談支援センター、市会議室
- ③ 主に市の会議室として使用している3階部分については、市民が望む活 用方法及び民間への貸付け等について検討

### 【志摩中央公園】

- ① 複合施設の整備に合わせ、再整備を検討
  - ウォーキング、ジョギングを楽しめる
  - 子どもを安心して遊ばせることができる
  - ・ 多世代で交流できる
  - 多様なイベントに対応できる
- ② 防災機能を考慮した整備の検討
  - かまどベンチ、マンホールトイレなど

## 【可也公民館、いとしま応援プラザ】

- ① 現ふれあい建物を改修し、機能を複合した後に、現建物を解体する。
- ② 解体後、跡地については駐車場として活用し、駐車スペースを拡大する。

### ウ マネジメント案に取り組むことによるメリット、デメリット

### **<メリット>**

- ➤ 施設の老朽化への対応
- ➤ 施設利用者の増加
- ➤ 多世代、多分野での交流促進
- ➤ 施設の改修、建替え(更新)費用の削減
- ➤ 施設の維持管理費用の削減
- ➤ 駐車場の拡大

### **くデメリット>**

- ▶ 貸室を利用する場合、競合する可能性がある。
- ▶ 現ふれあい施設で提供されている民間サービスを大規模改修後の複合施設で 受けることができない。

### エ 延床面積について

各施設の延床面積を合計すると、現状で <u>11,876.82 ㎡</u>あるものが、<u>8,538.20 ㎡</u>となり、**3,338.62 ㎡**の削減となります。

ただし、この試算は、①志摩歴史資料館を民間へ貸し付け、②現ふれあい施設の 2階部分の半分を「吹き抜け」(可也公民館の体育機能を現状のまま改修後のふれあ い建物に備えることを前提に考慮すると、天井を高くする必要があるため)とした 場合の結果です。

詳細なレイアウト等については、大規模改修のための設計前に市民ワークショップ等を開催し、意見聴取を行ったうえで決定することとしているため、今後の検討内容により、延床面積は変更される可能性があります。

※ 志摩歴史資料館を売却した場合は、各施設の延床面積の合計は7,216.97 ㎡となり、4,659.85 ㎡の削減となります。

#### 第1期:2019年度~2030年度【12年間】 施設名 2019 2020 2021 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 2029 2030 複合 健康福祉センター ふれあい 継続利用 改修 改修 施設 収蔵品 志摩歴史資料館 継続利用 移転 活用 交流プラザ志摩館 継続利用 複合 可也公民館 継続利用 解体 複合 いとしま応援プラザ 継続利用 解体

#### オ 複合化スケジュール

- ① 健康福祉センターふれあいは 2028、2029 年度に大規模改修を実施する。
- ② 志摩歴史資料館は 2027 年度に収蔵品を移転し、建物は 2028 年度からの民間活用を進める。
- ③ 交流プラザ志摩館は現状のとおり
- ④ 可也公民館、いとしま応援プラザは 2029 年度に建物を廃止し、2030 年度に大規模改修後の現ふれあい建物へ機能を移転し、複合する。

#### カ 今後整理すべき課題

### ① 現ふれあい施設で提供されている民間サービスについて

現在、健康福祉センターふれあいは、民間事業者による高齢者及び障がい者デ イサービスの提供場所や訪問介護サービスのヘルパー待機場所として使用されて います。

大規模改修後の複合施設内ではこれらのサービスが利用できなくなることから、 現在サービスを受けている利用者への負担が少なくなるよう、今後のふれあい周 辺における同種のサービスの提供状況を考慮しながら、現在サービスを提供して いる民間事業者と協議を進めていくこととします。

#### ② 地域と社会福祉協議会をつなぐ場所の確保について

健康福祉センターふれあいは、社会福祉協議会が合併し、事務所があごらに一本化された現在も、地域と連携する場であることから、ワークショップや説明会においても「そのような機能は残してほしい」という意見が多数寄せられているところです。

そのため、今後も福祉に関する連携の場を残すため、周辺施設の活用も含め検 討する必要があります。

#### ③ 公共交通の充実について

ワークショップや説明会において、「施設を集約するのであれば、公共交通の確保は必要である」、「ふれあい周辺を公共交通の拠点として活用してほしい」など、公共交通の充実に対する意見・要望が多数寄せられています。

公共交通に関しては、公共施設の課題としてだけ捉えるのではなく、全市的な 課題として捉え、検討していく必要があります。

### キ 施設マネジメント案の検討経過

この施設マネジメント案を検討するにあたり、全3回の市民ワークショップを開催し、意見聴取等を行いました。ワークショップで出た意見についてはその都度、市で検討し、全て反映させることは困難ですが、出来る限りの反映をさせているところです。

ただし、今後も説明会等を開催しながら様々な意見を聴取するとともに、今後の 社会情勢及び各施設の個別状況を考慮しながら、より良い公共施設マネジメントと なるよう引き続き検討していきます。

#### 「ふれあい周辺の公共施設を考える」市民ワークショップ

# 【第1回】

日 時: 平成30年6月30日(土)14時から

参加者:34名

内 容:① 公共施設等総合管理計画の概要説明

② 「現在のふれあい周辺施設に対するイメージ」、「将来のふれあい周 辺をどのような場所にしたいか」をテーマとしたグループワーク

#### 【第2回】

日 時: 平成30年8月18日(土)9時30分から

参加者:23名

内 容:第1回で出た意見を踏まえた施設マネジメント案を提示し、その内容

に関する意見聴取を実施

#### 【第3回】

日 時:平成30年9月22日(土)9時30分から

参加者:29 名

内 容:第2回で出た意見を踏まえ、修正した施設マネジメント案を提示し、

その内容に関する意見聴取を実施

● ワークショップで出された主な意見

### 【健康福祉センターふれあい】

- ・ 小規模でも体育館、ホールがあるところは良い
- ・ 防災機能は強化すべき
- ・ 体育館が今より小さくなるのではないか
- 浴場は残したい
- ・ 靴のまま入れるようにして欲しい
- 弱者が利用できる食事処としての機能が欲しい

# 【志摩歴史資料館】

- ・ 伊都国歴史博物館に集約されると、歴史について知りたいと思ったとき に一ヵ所に行けば良いので便利
- ・ 民間からの提案により建物を活用するのではなく、住民の提案により活 用すべき
- ・ 歴史資料館の存在や魅力をもっとアピールし、利用者を増やして存続すべき
- ・ 展示を含めたところで民間に活用してもらえないか

#### 【交流プラザ志摩館】

- ・ 現状を発展させ、起業支援や雇用確保の機能を充実してはどうか
- ・ 主に市の会議室で利用している3階部分は、音楽やダンス、演劇などの 練習施設にしてはどうか

### 【いとしま応援プラザ】

・ 応援プラザは歴史資料館に入った方が良いのでは

#### 【志摩中央公園】

すべての遊具を使えるようにしてほしい

#### 【その他】

- ・ 施設を削減するにあたって、地域住民へのサービスをより充実させる工 夫が必要
- ・ もっと若い世代に意見を聴くべき
- ・ 次世代の人たちが望む施設にしてほしい





### (2) 市民・人権センター(仮称)事業

# ア 対象施設

各施設は第1期アクションプラン期間中に築25年から築56年を経過するため、 再配置等に関する検討が必要な状況です。

施設名	面積(m²)	建築年度	経過年数	構造
男女共同参画センター ラポール	801.70	1984	34	RC 造
人権センター	1, 334. 23	1981	37	RC 造
子育て支援センター すくすく	386. 85	2005	13	S造
前原書庫	312. 00	1981	37	RC 造
NPO・ボランティアセンター	162. 00	1974	44	RC 造
ふるさとハローワーク	167. 92	1974	44	RC 造
福岡マラソン糸島協力会事務所	119. 90	2004	14	S造

#### イ 施設のマネジメント案

現在の市役所新館が持つ行政機能が新庁舎に移転した後、対象施設が持つ機能 を複合する。それにより、各種人権問題、まちづくりへの市民参画、就労支援、 子育て支援等の拠点機能を併せ持った複合施設である「市民・人権センター」(仮 称)として活用する。

#### ウ 期待できる効果

- ➤ アクセス等、施設を利用しやすい環境を創出することで、さらなる利用を促進することができる。
- ➤ 新庁舎整備とともに、各種の市民ニーズに"ワン・ストップ"で対応できる施設を設置することで、公共施設に対する市民満足度を向上させることができる。
- ➤ 対象施設と庁舎が隣接することになり、さらなる連携及び機能が強化され、各施設が提供している市民サービスの向上が見込める。
- ➤ 対象施設の将来にわたる改修・更新コスト、維持管理費用の削減ができる。

# エ 延床面積について

各施設の延床面積を合計すると、現状で  $\underline{3,284.60 \text{ m}}$  あるものが、現在の市役所新館の面積 3,009.23 m の中に複合することになるため、275.37 m の削減となります。

# オ 複合化スケジュール

	第1期:2019年度~2030年度【12年間】											
施設名	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
糸島市役所 新館				新庁台	<b>含建設</b>	新館 改修	複合 施設					
男女共同参画センター ラポール			継続	利用			複合 解体					
人権センター			継続を	利用			複合 解体					
子育て支援センター すくすく			継続	钊用			複合 廃止					
前原書庫			継続	钊用			複合 解体					
NPO・ボランティアセンター			継続	利用			複合 解体					
ふるさとハローワーク			継続	钊用			複合 解体					
福岡マラソン糸島協力会事務所			継続	钊用			複合 解体					

- ① 2023年度までに新庁舎を整備
- ② 新庁舎整備後の 2024 年度に現市役所新館建物の大規模改修を実施
- ③ 各施設は2024年度末に廃止し、その機能を改修後の新館建物に複合
- ④ 2025年度から複合施設、「市民・人権センター」(仮称)の運用開始

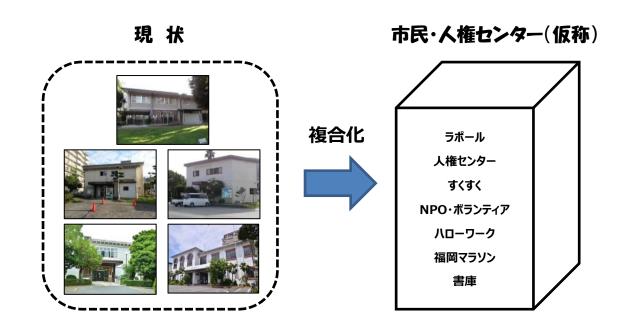
### カ 複合後の跡地について

施設名	方針
男女共同参画センター	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総
ラポール	合的に検討
[ 4/2 ] /2	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総
人権センター	合的に検討
子育て支援センター	現状有姿での民間売却等について検討
すくすく	現代有姿での民間光却等について傾的
<b>公区事</b> 库	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総
前原書庫	合的に検討

施設名	方針
NPO・ボランティアセンター	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総
	合的に検討
ふるさとハローワーク	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総
	合的に検討
福岡マラソン糸島協力会事務所	現施設は解体し、跡地については駐車場としての
	活用を検討

# キ その他

複合施設の詳細なレイアウト等は、大規模改修の設計前に、現在の施設関係者及 び利用者等から意見聴取を行い、それを参考に決定することとします。



### 3 インフラ施設における施設類型別の取組

(1)都市関連施設:都市基盤施設

### ● 市道

#### ① 対象施設

主な施設名称	実延長	面積
1級市道	56,764m	424,356 m
2級市道	102,167m	661,039 m
その他市道	774,013m	3,738,587 m²
自転車歩行者道	561m	2,593 m
市道合計	933,505m	4,826,575 m²

#### ② 現状と課題

- ・ 舗装の老朽化が進行している路線が多く、幹線道路は国県補助金<sup>17</sup>等を活用した中長期的な計画に 基づく道路改良事業として実施しています。
- ・ その他の道路は状況に応じ、打ち換えやオーバーレイ、点々舗装により対応している状況です。
- ・ 舗装陥没箇所での事故が発生しているため、道路パトロールを強化し、道路異常の早期発見と修繕に 努めています。
- ※ 打ち換え:路盤を打ち換えて、表層の舗装を換える修繕方法
- ※ オーバーレイ:路盤を打ち換えず、表層の上塗り等で舗装を換える修繕方法
- ※ 点々舗装:舗装の傷んでいる部分のみを修繕する方法
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.126)

九州大学や新駅周辺の整備計画を実施していく一方で、維持補修に係る路面点検を実施し、その結果等を踏まえ、長寿命化計画の策定等を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

・ 舗装の損傷状況や路線の重要性、及び交通量等考慮し、補修等の優先順位を決定します。

<sup>17</sup> 特定の事業に対して、一定の割合で国・県から交付される支出金。

- ・ 道路パトロール等定期点検を実施、強化することで、劣化や損傷の程度や原因等を把握し、劣化等が 進行する可能性等について診断するとともに、安全管理と事故抑制に努めます。
- ・ 点検や診断に必要な知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や一定の技術力を持った人材確保、 育成に取り組み、点検診断の精度向上を図ります。
- ・ 現在と同様、幹線道路は国県補助金等を活用した計画的な道路改良工事を、その他の道路は対策の優先順位を考慮し、舗装の打ち換えやオーバーレイ、点々舗装を実施します。
- ・ 道路を構成している法面や歩道、側溝等についても、必要性及び緊急性に応じて改修等を進めます。
- ・ 現在、市道に関する長寿命化計画等を策定していないため、今後、中長期的な管理計画を策定することで、適切な補修等による改修、更新コストの削減を図ります。

対策内容	費用
   維持補修等 	3,772,798 千円

### ● 橋りょう

### ① 対象施設

年代別整備状況	橋りょう数	面積
~1950 (~S25)	6	579 m
1951~1960 (S26~35)	76	1,495 m
1961~1970 (S36~45)	269	6,808 m
1971~1980 (S46~55)	174	9,167 m
1981~1990 (S56~H2)	98	6,470 m
1991~2000 (H3~12)	102	8,300 m
2001~2010 (H13~22)	17	1,700 m
2011~ (H23~)	9	778 m <sup>2</sup>
橋りょう合計	751	35,297 m

#### ② 現状と課題

- ・ 市が管理している橋りょうは 751 橋あり、老朽化が進んでいる橋りょうが増加しています。
- ・ 現在策定済みの橋りょう長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めています。
- ・ 平成 26 年度から平成 29 年度にかけ、全橋の近接目視点検を実施しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.128)

策定済の橋りょう長寿命化計画及び5年おきの近接目視点検による、橋りょうの安全対策(架け替え、長寿命化)を継続する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 30 年度に策定した「橋りょう長寿命化計画」を基に、緊急性が高いものから修繕や架け替え等を実施します。
- ・ 平成 29 年度までに全橋の近接目視点検が終了しましたが、今後、5 年ごとに点検を実施し、橋りょうの 健全度を診断します。

- ・ 点検や診断に必要な知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や一定の技術力を持った人材確保、 育成に取り組み、点検診断の精度向上を図ります。
- ・ 国県補助金を活用した計画的な橋りょう補修、架け替えを実施します。
- ・ 定期点検の実施及び計画に基づく修繕や予防保全により、橋りょうの安全性を守りながら長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコスト<sup>18</sup>の削減に努めます。

対策内容	費用
修繕・架け替え等	1,883,800 千円

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 製品や構造物などの費用を、調達・製造、使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。建物では、計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

#### ● 農道

#### ① 対象施設

施設名	実延長
農道	197,636m
農道合計	197,636m

#### ② 現状と課題

- ・ 平成29年度末時点での農道延長は、台帳整備済みのものが517路線で、約198kmとなっています。
- ・ 維持補修については、市が原材料を支給し、地元利用者が作業を行う市民協働による維持管理を進めています。
- ・ 近年増加している耕作放棄地に繋がる農道は利用が少ないため、適正な維持管理ができていない状況です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.131)

既存農道の維持について、地元利用者等と重要な路線を協議しながら、協働の取組による管理 を継続する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 老朽化や災害等により損傷が発生し、道路通行上危険な箇所を最優先に維持管理を行うこととし、次いで、他の施設に影響を及ぼす恐れがある箇所、農業者が多く利用する箇所について維持管理を行います。
- ・ 点検については、農道を利用する農業者による地元管理の中で実施します。
- ・ 農道の草刈りや簡易的な補修は地元管理の中で行い、法面の補修等の工事、砕石等の材料支給は市で行います。
- ・ 環境や景観に配慮しながら農地や農業施設等の維持管理を行うための事業である「多面的機能支払交付金事業」を推進し、農道の点検や維持管理を市民協働で実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。

対策内容	費用
工事·材料支給等	60,000 千円

#### ● 林道

#### ① 対象施設

施設名	実延長
林道	126,271m
林道合計	126,271m

#### ② 現状と課題

- ・ 平成 30 年 4 月時点での林道延長は、47 路線で約 126km となっています。
- ・ 近年は観光客の増加により、林道の交通量が多くなっている状況です。
- ・ 県補助事業等を活用し、未舗装道路の舗装や改修工事等を実施するとともに、林道パトロールによる維持管理を実施し、安全な通行に努めています。
- ・ 草刈りや清掃業務については、地元行政区と契約し、市民協働による維持管理を進めています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.133)

平成30年度に広域基幹林道ネットワークの整備が完了するため、地元行政区と協働で維持管理 を進める

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨により被災した林道の早急な復旧工事を進めており、広域基幹林道ネットワークの整備は 2020 年度の完了を目標に、事業を進めています。
- ・ 老朽化等に伴う道路の破損により、林業者や市民等への影響が大きい箇所及び道路通行上危険な箇所を最優先に維持管理を行います。次いで、林業施業地域や交通量等の利用状況を考慮し、対策の優先順位を定めます。
- ・ 林道パトロールや通報等により、道路の損傷状況を目視において判断し、路面の部分補修を実施しながら安全性の確保を図ります。
- ・ 点検については、職員や林道パトロール、及び林道管理業務による巡回点検を実施し、目視により損傷の状況や原因を把握します。
- ・ 広域基幹林道沿線には観光施設があり、林業者以外の観光客が多く利用しているため、観光シーズンは重点的に点検を実施します。

- ・ 白糸の滝や真名子木の香ランドなど、観光施設とアクセスする林道については、通行の安全性を確保する ため、損傷状況により県補助を活用して林道改良工事を実施します。
- ・ 新設舗装や改良工事等は国県補助金を活用し、計画的に実施します。
- ・ 路面や側溝清掃等の維持管理は、林道パトロールや林道管理業務を実施し、緊急性、波及性に応じて修繕等を実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。

対策内容	費用
改良工事等	264,000 千円

### ● 林道橋

### ① 対象施設

年代別整備状況	橋りょう数	延長
~1950 (~S25)	2	9.3m
1951~1960 (S26~35)	4	20.3m
1961~1970 (S36~45)	8	41.5m
1971~1980 (S46~55)	4	34.4m
1981~1990 (S56~H2)	7	55.0m
1991~2000 (H3~12)	5	46.0m
2001~2010 (H13~22)	3	77.0m
2011~ (H23~)	0	0m
林道橋合計	33	283.5m

#### ② 現状と課題

- ・ 市内に林道にかかる橋りょうは 33 橋あり、平成 30 年 4 月時点の延長は 283.5mとなっています。
- ・ 橋りょうの老朽化が進行しているため、平成 25 年度に林道橋の点検を実施し、「林道橋長寿命化修繕計画」を策定しています。
- ・ 策定した計画に基づき、平成 28 年度から補修工事に着手しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.135)

策定済の林道橋長寿命化修繕計画に基づく、維持補修に取り組む

#### ④ 今後の具体的な方向性

・ 橋りょうの損傷度、路線重要度(基幹道・管理道)、路線利用形態(舗装・未舗装)、橋の規模 (橋長) に応じ、維持管理方針を決定します。

- ・ 重要度や損傷度による損傷評価指標、及び総合評価値により判定し、重要度別総合評価値の結果を最優先に維持管理を行います。
- ・ 総合評価値を重要度のそれぞれに分類し、各カテゴリーに優先順位を設定し、同じ場合は重要度を総合評価値で除した値の降順で優先順位を定めます。
- ・ 林道橋の健全度の判断については、主桁、床板、下部工、支承の部材ごとの健全性を定量的に判断します。
- ・ 定期点検や日常的な維持管理により、橋りょうの劣化や損傷の程度を早期に発見するとともに、健全度を把握します。
- 日常的な維持管理については林道パトロール車により、走行面の変状について点検を行います。
- ・ 維持管理について、15m以上の橋りょうは予防保全を実施し、15m未満の橋りょうはライフサイクルコスト が最適となる段階で維持補修を実施します。
- ・ 15m以上の橋りょうは 2 橋(西谷橋、かえで橋)あり、特にかえで橋は白糸の滝付近に設置されており、 観光客の利用が多いため、定期点検で健全度が低下した際は、早急な対応を実施します。
- ・ 計画的かつ予防的な補修対策を実施し、橋りょうの使用目標年を 100 年に設定し、修繕及び架け替え等にかかるコスト縮減を図ります。

※ 主桁:橋台又は橋脚間で、上部構造全体の荷重を支持し、下部構造(下部工)に伝える桁

※ 床板:人や自動車などの荷重を直接受ける部材

※ 下部工:橋台や橋脚など、橋の上部構造を支える構造体

※ 支承:上部構造と下部構造の間に設置される部材

対策内容	費用
修繕等	37,300 千円

#### ● 河川

#### ① 対象施設

施設名	延長
準用河川	80,926m
河川合計	80,926m

#### ② 現状と課題

- ・ 市内には、前原地区に8河川、二丈地区に11河川、志摩地区に32河川の合計51の準用河川があります。
- ・ 現在は住宅周辺の河川整備は完了しているため、定期的な浚渫<sup>19</sup>工事の実施による維持管理を行っています。
- ・ 平成 28 年度から3年をかけ、河川台帳が未整備である13河川の台帳整備を実施しました。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.138)

住宅周辺の河川改修は完了しており、今後定期的な浚渫による維持管理を実施する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 30 年度に整備が完了した河川台帳に基づき、パトロール時等に目視による点検を実施します。
- ・ 河川台帳及び点検結果等を基に、定期的な浚渫工事等による維持管理を実施します。
- ・ 現在実施されている河川清掃活動などに対する支援を継続し、適正な管理を実施します。

対策内容	費用
浚渫工事等	237,000 千円

<sup>19</sup> 海や河川などの水底の土砂をさらって取り除くこと。

### ● 農業用施設(ため池等)

#### ① 対象施設

ため池設置数等	箇所数	面積		
前原地区	73 ヵ所	1,042,353 m		
二丈地区	20 ヵ所	162,485 m		
志摩地区	108 ヵ所	782,562 m		
ため池合計	201 ヵ所	1,987,400 m		

### ② 現状と課題

- ・ 市内には農業用水を確保するため、201 ヵ所のため池を設置しています。
- ・ 志摩地区には大きな河川がないため、小規模なため池が多く点在しており、護岸がなく浸食や土砂の堆積が進んでいる状況です。
- ・ 地元からの要望により農業用施設の小規模な改修工事は随時実施していますが、大規模な改修については期間や費用を要すことから、十分に対応できていない状況です。
- ・ 国の補助金を活用した事業により、農業用施設の管理については地域全体での取組を推進しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.140)

既存施設の維持管理を行うとともに、利用のなくなった施設については、用途廃止等を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 農業用施設(ため池、水路、井堰等)が老朽化や災害等により損傷した場合、施設利用上危険な箇所を最優先に改修等を実施します。次いで、災害が発生する頻度、他の施設に影響を及ぼす恐れがある施設、施設の利用状況により、改修等の優先順位を定めます。
- ・ 施設の点検については、ため池等の施設を利用する農業者により、国、県の点検・診断の方針に基づき実施します。
- ・ ため池、水路等の草刈り、簡易的な補修は地元管理の中で行い、補修等の工事及び補修等に必要な材料支給は市が行います。

- ・ 環境や景観に配慮しながら農地や農業用施設等の維持管理を行うための事業である「多面的機能支払交付金事業」を推進し、農業用施設の点検や維持管理を市民協働で実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。
- ・ 利用がなくなった施設は、用途廃止について検討します。

対策内容	費用
工事·材料支給等	661,087 千円

### ● 排水機場

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震診断	耐震 補強	指定 管理
浦志排水機場	217.85 m	1989	29	RC 造	_	不要	
新田排水機場	330.47 m	1999	19	SRC 造		不要	
荻浦排水機場	217.85 m	1985	33	RC 造		不要	
岩本排水機場	135.74 m	1986	32	RC 造		不要	
一貴山排水機場	99.56 m	1988	30	RC 造	_	不要	
深江排水機場	165.00 m	1990	28	RC 造	_	不要	
片山排水機場	145.00 m	1994	24	RC 造	—	不要	
小富士排水機場	273.70 m²	1988	30	RC 造	—	不要	
寺山排水機場	144.66 m	1987	31	RC 造	_	不要	
排水機場合計	1,729.83 m						

凡例)RC造:鉄筋コンクリート造 SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 (により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

#### ② 現状と課題

- ・ 市内で浸水しやすい河川や河口付近の9ヵ所に、県営事業を活用して設置しています。
- ・ 県営土地改良事業により整備された排水機場は、福岡県が実施主体となり、市は負担金を拠出し、各施設の機能診断と機能保全計画を策定しています。
- ・ 計画策定した施設から順次、2024 年度までの計画で、施設の長寿命化や設備の更新などの対策工事を実施しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.143)

県営事業により、平成36年度までの予定で長寿命化対策を実施しており、その後も県や地元と連携して適正な維持管理を行う

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16-0 641	方向	9性												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浦志排水機場	維持	維持												$\rightarrow$
新田排水機場	維持	改修			<b></b>	改修	改修	改修						$\rightarrow$
荻浦排水機場	維持	改修	改修											$\rightarrow$
岩本排水機場	維持	維持												$\rightarrow$
一貴山排水機場	維持	改修	改修	改修	改修	改修								$\rightarrow$
深江排水機場	維持	維持												$\rightarrow$
片山排水機場	維持	改修	<b>⇒</b>	改修	改修	改修	改修							$\rightarrow$
小富士排水機場	維持	維持												$\rightarrow$
寺山排水機場	維持	維持												$\Rightarrow$

- ・ 何時でも稼働できる状態にしておく必要があるため、定期点検を実施するとともに、運転管理については地元に委託します。
- ・ 点検の結果及び運転管理者からの報告を基に、適切な修繕工事等を実施します。
- ・ 延命化(修繕)工事終了後、30年で更新工事を実施することを検討します。
- ・ 施設の更新工事については、国県補助事業を活用し、県営事業により実施します。

## ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	新田排	新田排水機場						
取組方針				所管課				
改修		等みの機能保全計画に こともに、水利用の効	農林水産課					
建築からの経過年	数	現在	19年 改修時		23 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 330.47 n		改修後	330. 47 m²			
備考	県営事業	県営事業により 2022 年度から事業開始予定						

施設名	荻浦排	荻浦排水機場						
取組方針			取組内容		所管課			
改修		斉みの機能保全計画に こともに、水利用の効		農林水産課				
建築からの経過年	数	現在	33 年	改修時	34 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前	217. 85 m²	改修後	217. 85 m²			
備考	県営事業	県営事業により 2017 年度から事業実施中						

施設名	一貴山	一貴山排水機場						
取組方針				所管課				
改修		済みの機能保全計画に こともに、水利用の効		農林水産課				
建築からの経過年	三数	現在	30 年	改修時	31 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前 99.56 m² 改修後		改修後	99. 56 m²			
備考	県営事業	県営事業により 2019 年度から事業開始予定						

施設名	片山排	片山排水機場						
取組方針			取組内容		所管課			
改修		策定済みの機能保全計画に基づく改修工事を実施し、施設の延命化 を図るとともに、水利用の効率化、省力化、安全性の向上を図る。						
建築からの経過年	数	現在	24 年	改修時	26 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前	145. 00 m²	改修後	145.00 m²			
備考	県営事業	県営事業により 2020 年度から事業開始予定						

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修(延命化)等	260,181 千円

### ● 都市公園(公園)

#### ① 対象施設

主な施設名称	箇所数	面積	備考
地区公園	1 ヵ所	76,291 m	笹山公園。主として徒歩圏内に居住する者が利用する公園で、 面積が概ね 40,000 ㎡を標準とする公園。
近隣公園	12 ヵ所	255,706 m	加布里公園など。主として近隣に居住する者が利用する公園 で、面積が概ね 20,000 ㎡以上を標準とする公園。
都市緑地	7 ヵ所	28,622 m	南風台緑地など。主として都市の自然環境の保全並びに改善、 都市景観の向上を図るために設けられる緑地。
街区公園	222 ヵ所	159,479 m	主として街区に居住する者が利用する公園。本市では開発行為 <sup>20</sup> に伴い設置された小規模な開発公園 <sup>21</sup> が 193 ヵ所と多い。
都市公園合計	242 ヵ所	520,098 m	

#### ② 現状と課題

- ・ 市の都市計画区域<sup>22</sup>内の公園設置箇所数は、県内で上位に位置していますが、開発公園のように面積が小さい公園が多く、市民1人あたりの公園面積は、全国、県の水準を下回っている状況です。
- ・ 公園施設の老朽化が全体的に進行し、部分修繕による対応を行っています。
- ・ 昭和 40~50 年代に設置した公園の樹木が成長過多となり、隣地に枝や根が伸びており、近年苦情が 多く寄せられているため、早急な対応が必要です。
- ・ 今後、昭和 50 年代以降に設置された遊具の修繕、撤去、新規設置、及びトイレの改修、更新に係る 費用が増大していくことが見込まれます。
- ・ 遊具については安全性に問題がある場合、地元と協議のうえ撤去しているものもあります。
- ・ 維持管理については概ね 1,000 ㎡を超える公園で、指定管理者制度を導入しています。また、地元行政区やボランティア団体による清掃活動等も実施されている状況です。
- ・ 指定管理をしている公園は、毎月1回、点検会員による巡回を実施し、軽微な修繕については即対応しています。

\_

 $<sup>^{20}</sup>$  主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。都市計画法で定義される。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 都市計画法により、開発行為の際に設置が義務付けられている公園、緑地又は広場。

<sup>22</sup> 農林漁業との調和を図りながら、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために指定するもの。指定により、都市計画法による土地利用の規制が及び、都市の骨格となる道路や公園、下水道などの都市施設を定めることができる。本市には二つの都市計画区域があり、福岡広域都市計画区域は区域区分(線引き)を決定している。二丈都市計画区域は区域区分(線引き)の決定はしていないが、用途地域を定めている。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.145)

市民1人あたり面積が、国や県の平均的な水準よりも低いため、新設も含め、既存の小規模公 園の統廃合等を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 遊具の更新については、原則、毎月選任者による点検を実施している指定管理者が管理している、概ね 1,000 ㎡以上の都市公園<sup>23</sup>を対象とします。
- ・ その他の公園については現存する遊具の改修のみを実施し、耐用年限を超えたものは撤去し、原則再設置は行わないこととします。
- ・ フェンス、園庭、入口、擁壁等の公園施設は、健全度が低く、緊急性の高いものから順に、改修のみを実施します。
- ・ 遊具(施設)等の点検は、3年に1回、専門業者への委託により実施します。委託点検の間の2年間は、1年に1回職員による目視、触診、打診による点検を実施します。
- ・ 成長過多となっている樹木については可能な限り伐採し、周辺環境へ配慮するとともに、外部からの見通しを良くすることでの犯罪抑制、及び後年度の剪定等にかかる費用負担の軽減を図ります。

#### ⑤ 第1期における対策費用(概算)

対策内容	費用
改修•更新等	847,827 千円

-

<sup>23</sup> 都市公園法に定められる公園、緑地又は広場。

### ● 都市公園(公園公衆便所等)

### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
公園公衆便所等	1,794.37 m	1978 ~2014	4~40	RC、CB、 W 造等	一部 対象外	一部 対象外	〇 (一部)
公園公衆便所等合計	1,794.37 m						

凡例)RC 造:鉄筋コンクリート造 CB 造:コンクリートブロック造、W 造:木造

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○:指定管理者制度を導入しているもの

#### ② 現状と課題

- ・ 地区公園、近隣公園、及び概ね 1,000 ㎡を超える街区公園に、公衆便所を設置しているほか、公園によっては倉庫や管理棟などを設置しています。
- ・ 施設全体の約8割が築20年以上経過しており、今後、改修や建替え(更新)、廃止を含めた検討が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.148)

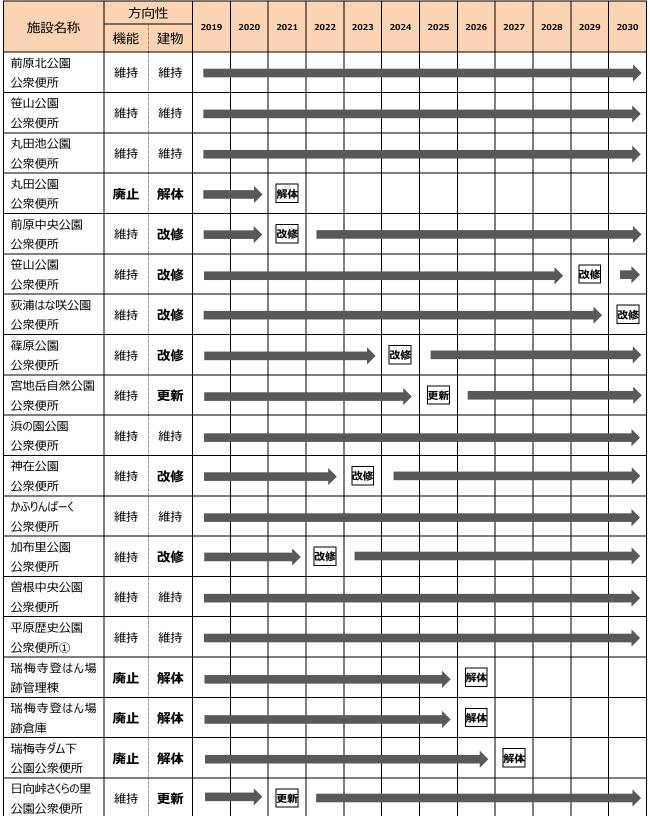
公園施設全体の計画的な管理が必要なため、長寿命化計画等の策定を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

方向性	9性													
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
高田東公園 公衆便所	維持	改修									$\rightarrow$	改修		$\Rightarrow$
潤公園公衆便所	維持	改修							$\rightarrow$	改修				$\rightarrow$
波多江コミュニティ 広場公衆便所	維持	維持												$\rightarrow$
浦志公園 公衆便所	維持	改修						$\rightarrow$	改修					$\rightarrow$









- ・ 概ね 1,000 ㎡以上の広さがあり、レクリエーションや地域行事等で長時間の利用がある公園について、トイレの設置を検討します。なお、設置後の地元協力が得られることも条件とします。
- ・ 利用頻度の低い施設や近隣に利用可能な施設がある場合、施設廃止を進めます。
- ・ 現在トイレがある公園については全て指定管理者による運営管理を行っており、今後も継続します。
- ・ 和式便器のみのトイレについては、洋式便器への改修を年次ごとに進めます。
- ・ 木造トイレは設置から35年、コンクリートブロック造及び鉄筋コンクリート造のトイレは50年で建替え(更新)を検討します。

・ 指定緊急避難所に指定されている公園のトイレは、今後も継続して維持します。

## ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	高田東	高田東公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2028 4	2028 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	23 年	改修時	33 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	15. 00 m²	改修後	15. 00 m²		
備考							

施設名	潤公園	潤公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2026 4	2026年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	24 年	改修時	32 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	25. 07 m²	改修後	25. 07 m²		
備考							

施設名	浦志公	浦志公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2025 4	2025 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	三数	現在	25 年	改修時	32 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	21. 00 m²	改修後	21. 00 m²		
備考							

施設名	丸田公園公衆便所						
取組方針			所管課				
【機能】廃止 【建物】解体	新庁舎	新庁舎整備に伴い、2021年度を目途として施設廃止を進める。 施設管理語					
建築からの経過年	数	現在	40 年	解体時	43 年		
現施設の延床面積の	推移	解体前	5. 30 m²	解体後	0.00 m²		
備考							

施設名	前原中	前原中央公園公衆便所						
取組方針				所管課				
改修	2021 4	2021年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課						
建築からの経過年	数	現在	30 年	改修時	33 年			
現施設の延床面積の	推移	改修前	36. 00 m²	改修後	36. 00 m²			
備考								

施設名	笹山公	笹山公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2029 4	2029 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現 在	22 年	改修時	33 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	20.00 m²	改修後	20.00 m²		
備考							

施設名	荻浦は	荻浦はな咲公園公衆便所						
取組方針		取組内容						
改修	2030 4	2030 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課						
建築からの経過年	数	現在	20 年	改修時	32 年			
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 18.00 m²			18. 00 m²			
備考								

施設名	篠原公	篠原公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2024 4	2024年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	三数	現在	26 年	改修時	32 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	19. 96 m²	改修後	19.96 m²		
備考							

施設名	宮地岳	宮地岳自然公園公衆便所					
取組方針			所管課				
建替え(更新)	2025 4	2025 年度を目途に、トイレの建替え(更新)工事を実施する。 施設管理					
建築からの経過年	数	現在	28 年	建替え時	35 年		
現施設の延床面積の	推移	建替え前	16. 00 m²	建替え後	16. 00 m²		
備考							

施設名	神在公	神在公園公衆便所					
取組方針			取組内容		所管課		
改修	2023 4	2023 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	27 年	改修時	32 年		
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 19.00 m² i			19. 00 m²		
備考							

施設名	加布里	加布里公園公衆便所					
取組方針				所管課			
改修	2022 4	2022 年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	28 年	改修時	32 年		
現施設の延床面積の	推移	改修前	23. 00 m²	改修後	23. 00 m²		
備考							

施設名	瑞梅寺	瑞梅寺登はん場跡管理棟						
取組方針			取組内容		所管課			
【機能】廃止 【建物】解体	施設の 廃止を進	)老朽化及び利用頻度 進める。	施設管理課					
建築からの経過年	数	現 在	27 年	解体時	35 年			
現施設の延床面積の	推移	解体前	0.00 m²					
備考								

施設名	瑞梅寺	瑞梅寺登はん場跡倉庫							
取組方針			取組内容		所管課				
【機能】廃止 【建物】解体	施設 <i>の</i> 廃止を進	)老朽化及び利用頻度 進める。	度を目途として施設	施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	25 年	解体時	33 年				
現施設の延床面積の	推移	解体前	0.00 m²						
備考									

施設名	瑞梅寺	瑞梅寺ダム下公園公衆便所							
取組方針			取組内容		所管課				
【機能】廃止 【建物】解体	施設和	施設利用頻度等を考慮し、2027年度を目途として施設廃止を進める。 施設管理課							
建築からの経過年	数	現在	15 年	解体時	24 年				
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 6.42 m² 解体後							
備考									

施設名	日向峠	日向峠さくらの里公園公衆便所							
取組方針			取組内容		所管課				
建替え(更新)	2021 4	2021 年度を目途に、トイレの建替え(更新)工事を実施する。 施設管理課							
建築からの経過年	数	現 在	32 年	建替え時	35 年				
現施設の延床面積の	推移	推移 建替え前 11.52 m <sup>2</sup> 建替え後							
備考									

施設名	福吉しおさい公園東屋							
取組方針		取組内容						
【機能】廃止 【建物】解体	施設0	施設の老朽化等を考慮し、2028年度を目途として施設廃止を進める。 施設管理						
建築からの経過年	数	現在	40 年	解体時	50年			
現施設の延床面積の	推移	推移 解体前 30.00 m² 解体後						
備考								

施設名	福吉し	福吉しおさい公園公衆便所							
取組方針			取組内容		所管課				
改修	2027 4	2027年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。 施設管理課							
建築からの経過年	数	現在	23 年	改修時	32 年				
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 32.00 m 改修後 32.00 m							
備考									

施設名	芥屋の	芥屋の大門公園休憩所							
取組方針			取組内容		所管課				
改修	2025 4	2025 年度を目途に、施設の老朽化対策として、改修工事を実施する。 施設管理課							
建築からの経過年	类	現在	23 年	改修時	30 年				
現施設の延床面積の	推移	连移 改修前 51.86 m² 改修後							
備考									

施設名	芥屋の	大門公園相撲場					
取組方針			取組内容		所管課		
改修	2027 4	2027年度を目途に、施設の老朽化対策として、改修工事を実施する。 施設管理課					
建築からの経過年	数	現在	21 年	改修時	30年		
現施設の延床面積の	推移	<u> </u>					
備考							

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・解体・建替え	53,200 千円

#### ● 公共交通関連施設

#### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
筑前前原駅自由通路	268.00 m	1999	19	RC 造	_	不要	
筑前前原駅公衆便所 南北	83.00 m	1999	19	RC 造		不要	
筑前前原駅ビデオ監視 室	6.00 m	1999	19	RC 造		不要	
美咲が丘駅自由通路	85.00 m	1995	23	RC 造		不要	
福吉駅自由通路	390.00 m	1996	22	RC 造	l	不要	
福吉駅公衆便所	22.50 m	1996	22	RC 造		不要	
インフォメーションセンター	34.00 m	1996	22	RC 造	l	不要	
志摩芥屋地区バス停 (3ヵ所)	37.50 m	1970	48	CB、S造	対象外	対象外	
公共交通関連施設 合計	926.00 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造 CB 造:コンクリートブロック造 S 造:鉄骨造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 (により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

### ② 現状と課題

- ・ 現在市内には J R の 9 駅が設置されており、筑前前原駅、美咲が丘駅、福吉駅の 3 駅に、自由通路を中心とした駅関連施設を設置しています。
- ・ 志摩芥屋地区では、路線バスのバス停(待合所)を3ヵ所設置しています。
- ・ 平成 29 年度の 3 駅の 1 日当たりの利用者数は、約 17,200 人(筑前前原駅:14,300 人、美咲が丘駅:2,000 人、福吉駅:900 人)となっています。
- ・ 筑前前原駅公衆便所は不特定多数が利用するため、器物破損等での修繕対応が多発しており、事後 修繕の繰り返しとなっている状況です。また、多目的トイレ以外の便器は和式であり、洋式化への対応が必 要です。

- ・ 福吉駅公衆便所は雨漏りが発生しており、早急な対応が必要です。
- ・ インフォメーションセンターは福吉駅内に設置している施設であり、市の観光パンフレット等の配架とともに、 通学で福吉駅を利用する児童・生徒の待合室としても利用されています。
- ・ 志摩芥屋地区バス停を除く各施設は J R 駅舎と連結しているため、駅舎と併せた長寿命化計画の策定が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.151)

平成30年度を目途に、新駅周辺整備事業等が完了予定であり、その後は施設の適正な管理を 実施する

### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

													100	
+/=====================================	方向	5性	2016	2025	2024	2025	2025	2024	2025	2026	2025	2025	2025	2020
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
筑前前原駅	維持	改修											改修	改修
自由通路	小圧」つ	いじ											ظاملا ا	ux is
筑前前原駅	維持	改修										1	改修	改修
公衆便所南北	小田1寸	CX1S											CX1≶	CX1≶
筑前前原駅	%#+±	24.44											74-14Z	3 <i>h</i> 1/5
ビデオ監視室	維持	CX11S	改修 ■■										改修	改修
美咲が丘駅	<i><b>¢</b>#</i> ++	가나							74.14	74-14				
自由通路	維持	改修							改修	改修				
福吉駅自由通路	維持	改修								改修	改修			
11111111111111111111111111111111111111	小庄]寸	以形								WIS	WIS.			
福吉駅公衆便所	維持	改修			改修									
	小田1寸	CX1S			CX1®									
インフォメーション	%#+±	3514女								3h 14Z	3 <i>h</i> //2			ļ
センター	維持	改修								改修	改修			
志摩芥屋地区	<i><b>¢</b>#</i> ++	<i><b>¢</b>#</i> ++												ļ
バス停(3ヵ所)	維持	維持												

- ・ 各自由通路については、施設の基礎や骨格等は橋りょうとして、JRと共同で改修等を実施します。
- ・ 自由通路の路面や階段、及びエレベーター等については市単独で維持します。
- ・ ビデオ監視室は市の専用施設であり、今後も市単独で維持管理、修繕等を実施します。

- ・ 福吉駅公衆便所は一般の駅利用者の使用は少ないため、南口を車椅子で利用する人の使用を考慮し、 多目的トイレを主体に設置することとします。
- ・ インフォメーションセンターの内外壁、屋根、照明、トイレ等は今後も市単独で維持します。
- ・ 志摩芥屋地区バス停については、今後も適正な維持管理に努めます。

### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	筑前前	筑前前原駅自由通路						
取組方針			取組内容		所管課			
改修	建築が施する。	建築から 30 年を経過する 2029、2030 年度を目途に、改修工事を実 施設管理課						
建築からの経過年	数	現在	19 年	改修時	30 年			
現施設の延床面積の	推移	性移 改修前 268.00 m <sup>2</sup> 改修後						
備考	改修にあ	牧修にあたっては、JRとの協議・調整が必要						

施設名	筑前前	筑前前原駅公衆便所南北			
取組方針		取組内容			
改修	建築 <sup>が</sup> 施する。	建築から 30 年を経過する 2029、2030 年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年	数	<b>現在</b> 19年 改修時			30 年
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 83.00 m <sup>2</sup> 改修後			83. 00 m²
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要				

施設名	筑前前	筑前前原駅ビデオ監視室			
取組方針		取組内容			所管課
改修	建築が施する。	建築から 30 年を経過する 2029、2030 年度を目途に、改修工事を実 施する。 施設管理課			施設管理課
建築からの経過年	数	<b>現在</b> 19年 改修時			
現施設の延床面積の	推移 改修前 6.00 m <sup>2</sup> 改修後			6. 00 m²	
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要				

施設名	美咲が	美咲が丘駅自由通路			
取組方針		取組内容			所管課
改修	建築が施する。	建築から 30 年を経過する 2025、2026 年度を目途に、改修工事を実 施する。			
建築からの経過年	数	<b>現在</b> 23 年 改修時			30年
現施設の延床面積の	推移 改修前 85.00 m² 改修後 85.00 m² 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			85.00 m²	
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要				

施設名	福吉駅	自由通路			
取組方針		取組内容			所管課
改修	建築が施する。	建築から 30 年を経過する 2026、2027 年度を目途に、改修工事を実 施する。 施設管理課			施設管理課
建築からの経過年	类	現 在 22年 改修時			30年
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 390.00 m 改修後		390.00 m²	
備考	改修にあ	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要			

施設名	福吉駅公衆便所				
取組方針		取組内容			所管課
改修		雨漏りへの対応及び多目的トイレの引戸や蛍光灯器具の更新時期で あるため、2021 年度を目途に、改修工事を実施する。 施設管理			施設管理課
建築からの経過年	数	<b>現 在</b> 22年 改修時			25 年
現施設の延床面積の	推移	推移 改修前 22.50 m² 改修後		改修後	22. 50 m²
備考					

施設名	インフ	インフォメーションセンター			
取組方針		取組内容			所管課
改修	建築が施する。				施設管理課
建築からの経過年	数	数 現 在 22 年 改修時			30 年
現施設の延床面積の	推移 改修前 34.00 m² 改修後 34.00			34. 00 m²	
備考	インフォ	インフォメーションセンター内に設置しているトイレは男女とも和式であり、洋式化の要望			
加 行	があるた	があるため、2026年度の改修前に便器交換工事を実施する。			

## ⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	174,400 千円

### (2)都市関連施設:漁港

### ● 漁港

### ① 対象施設

漁港名称	係留施設の延長	外郭施設の延長
加布里	992 m	870 m
福吉	781 m	1,477 m
深江	505 m	1,983 m
大入	0 m	1,187 m
鹿家	0 m	93 m
姫島	601 m	1,445 m
芥屋(福ノ浦含む)	422 m	1,201 m
岐志 (新町含む)	1,049 m	2,329 m
船越	1,120 m	994 m
野北	1,314 m	1,204 m
漁港合計	6,784 m	12,783 m

### ② 現状と課題

・ 市が管理する漁港数は県内でも多い状況であり、港内の静穏度<sup>24</sup>不足や老朽化している漁港があるなど、全てのニーズに対応できていない状況です。

・ 平成 30 年度までに全ての漁港ごとに「漁港機能保全計画」(以下、「保全計画」という。)を策定したため、今後は各保全計画に基づき、計画的な整備改修に取り組む必要があります。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 港湾における航路、泊地の静穏の度合いをいう。港湾内における船舶の安全かつ円滑な操船、停泊及び係留を可能とするため防波堤などを建設して、外洋 の波の侵入を防ぎ静穏度を確保して、港湾施設の利用率を向上させる。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.154)

既存漁港の維持管理を行うとともに、適正な機能、規模による漁港のあり方を検討する

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 保全計画に基づき、計画的な改修を実施します。
- ・ 保全計画策定時に判定した施設の健全度が低く、老朽化が進んでいる施設を優先し、計画に基づく改修等の対策を実施します。
- ・保全計画では、施設の健全度を「A」、「B」、「C」、「D」の4段階で判定しており、老朽化が激しく健全度が低いとされる「A」判定施設から優先して改修を進めます。
- ・ 健全度 [B] 判定以上の施設については診断結果を基に、施設の種類、老朽化の程度、漁港のバランス等を考慮し、対策の優先順位を決定した計画に基づき改修を実施します。
- ・ 健全度が高い施設については、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化及び更新 等にかかるコストの平準化と縮減を図ります。
- ・ 改修等の対策については、国庫補助金等を活用して実施します。
- ・ 目視による日常点検を毎年実施することで、老朽化の進行状況及び新たな老朽箇所等の把握に努めます。
- ・ 保全計画見直しのため、10年ごとの定期点検を実施します。

対策内容	費用	
改修等	1,366,830 千円	

## (3)公営企業会計施設:上水道施設

#### ● 上水道(水道管)

#### ① 対象施設

年代別整備状況	導水管	送水管	配水管	計
~1970 (~S45)	0 m	0 m	574 m	574 m
1971~1980 (S46~55)	2,208 m	7,887 m	89,447 m	99,542 m
1981~1990 (S56~H2)	94 m	1,841 m	143,235 m	145,170 m
1991~2000 (H3~12)	3,820 m	9,297 m	172,308 m	185,425 m
2001~2010 (H13~22)	883 m	5,469 m	144,102 m	150,454 m
2011~ (H23~)	301 m	3,555 m	37,698 m	41,554 m
上水道(水道管)合計	7,306 m	28,049 m	587,364 m	622,719 m

#### ② 現状と課題

- ・ 市の可住地面積 117.9 kmの約 7 割をカバーする 78.8 kmを給水区域とし、水道水を安定供給しています。
- ・ 鉛製給水管の更新事業は平成 28 年度に完了していますが、その他通常の水道管について老朽化が進んでいるため、継続的な更新及び増径等が必要です。
- ・ 今後、災害時における救援活動等の拠点となる重要施設での断水を回避するため、各配水池から施設までの水道管の耐震化整備を行う必要があります。
- ・ 平成 27 年度に水道事業ビジョンを策定しており、このビジョンに基づく実施計画(更新計画)の事業を進めていく必要があります。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.157)

平成34年度まで第8次拡張事業を実施中であり、平成27年度策定済の水道事業ビジョンに基づく実施計画により事業を進める

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 27 年度に実施した水道施設のアセットマネジメントを基に、水道事業ビジョンも考慮した更新計画を平成 29 年度に策定。今後、計画的に工事等を実施していきます。
- ・ 会計制度上の水道管の法定耐用年数は 40 年ですが、埋設状況や管種の違いにより、その期間を超えても十分に使用可能な水道管もあるため、実態に即した更新周期を定めます。
- ・ 計画的に管路の漏水調査を実施し、その結果を踏まえ、更新計画の見直しをしていきます。
- ・ 施設の点検については、多くの管路が地中埋設であり、目視では点検できないため、専門業者にて点検を実施します。ただし、職員の点検スキル向上のため、配水量の統計や分析を行い、漏水の有無が判断できるよう取り組みます。
- 市民生活に影響を及ぼす漏水などについては、早急な修繕対応を実施します。
- ・ 学校や病院など、地域防災計画<sup>25</sup>で重要施設に位置付けている施設への水道管については、耐震継手構造の管により更新を実施します。
- ※ 耐震継手構造:管の継手部分に伸縮幅を設け、地震の地盤変動に合わせて伸縮・屈曲する機能を持ち、最終的には管の受口と挿し口がかかり合って管が抜け出さない構造のこと。

#### ⑤ 第1期における対策費用(概算)

対策内容 費 用 更新等 4,975,954 千円

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の自治体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

#### ● 上水道(施設)

#### ① 対象施設

施設名称	施設箇所数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
上水道倉庫 ※倉庫、ポンプ場	5 ヵ所	S、RC造、 その他	対象外	対象外	
浄水場等 ※浄水場、水源場	14 ヵ所	RC 造	対象外	対象外	
水源地等 ※水源、ダム	25 ヵ所	RC 造、 その他	対象外	対象外	
配水池等	15 ヵ所	RC 造、 その他	対象外	対象外	
上水道(施設)合計	59 ヵ所				

凡例) S 造: 鉄骨造 RC 造: 鉄筋コンクリート造

対象外:「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

#### ② 現状と課題

- ・ 市で管理している施設は水源地である井戸、水源の水を浄化処理する浄水場、浄水場から送られた浄水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御する配水池等があります。
- ・ 近年は、毎年3~6件程度、老朽化した施設の更新及び改良に取り組んでいます。
- ・ 水源地は古くに整備されたものも多く、老朽化しているため、継続的な更新、維持補修が必要です。
- ・施設の点検・維持管理は委託していますが、修繕工事等については職員が対応しています。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.159)

平成34年度まで第8次拡張事業を実施中であり、平成27年度策定済の水道事業ビジョンに基づく実施計画により事業を進める

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 上水道倉庫等の施設については職員での目視点検が可能であるため、従来どおり適宜点検を行い、不 具合等があればその都度修繕を実施します。
- ポンプ等の機器類については、委託業者による定期点検を実施します。
- ・ 災害に備え、防災用資材等を保管する倉庫の新設を平成 31 年度に計画しており、その施設内に現倉 庫内の資機材も格納できるよう検討します。

- ・ ポンプ場は移設ができないため、現在の場所で引き続き運転を行うこととし、その更新については定期点検の中で実施し、今後も施設の長寿命化を図ります。
- ・ 浄水場等の施設内にはろ過装置や紫外線処理設備など、特殊な機器が多く、故障の頻度もさまざまであるため、委託業者による定期点検を実施し、不具合がある機器については、その都度修繕を行います。
- ・ 水源地等の主な施設は浄水場へ水を送るポンプであり、故障が発生すると安定的な水道水の供給ができなくなるため、自主点検を実施し、不具合がある機器については、その都度修繕を行います。
- ・ 配水池から各家庭等に水道水を供給するため、職員で定期的に外壁等の目視点検を行い、不具合があるときは早急に補修等の対応を行います。
- ・ 浄水場、水源地、配水池等については、平成 29 年度に策定した水道施設更新計画に基づき、施設の 統廃合やダウンサイジングなどを検討し、その計画に基づき更新工事等を実施します。
- ※ ダウンサイジング:小規模な水道施設を廃止し、施設規模の適正化を図ること。
- ⑤ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
修繕·更新等	371,074 千円

## (4)公営企業会計施設:下水道施設

#### ● 下水道(下水道管)

### ① 対象施設

年代別整備状況	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	計
1981~1990 (S56~H2)	38,353m	0m	0m	1,466m	39,819m
1991~2000 (H3~12)	141,832m	10,026m	7,687m	0m	159,545m
2001~2010 (H13~22)	103,480m	285m	31,323m	0m	135,088m
2011~ (H23~)	24,905m	0m	26,540m	60m	51,505m
下水道(下水道管)合計	308,570m	10,311m	65,550m	1,526m	385,957m

#### ② 現状と課題

- ・現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業<sup>26</sup>、農業集落排水事業<sup>27</sup>、漁業集落排水 事業<sup>28</sup>及び個別排水処理施設整備事業<sup>29</sup>の5事業による整備を進めており、計画区域については、 2035年度までに整備完了予定です。
- ・ 平成 29 年度末現在、下水道面積整備率は、公共下水道(85.7%)、特定環境保全公共下水道(96.6%)、農業集落排水(96.9%)、漁業集落排水(100%)、個別排水処理(30.6%)です。
- ・ 下水道管の標準耐用年数は 50 年ですが、現時点では敷設から 50 年を経過していないため、今後、長寿命化計画等の検討が必要です。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.163)

平成 47 年度に計画区域の整備完了を予定しており、平成 27 年度策定済の汚水処理構想に基づくアクションプランにより事業を進める

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 公共下水道のうち市街化区域以外において設置されるもので、自然公園区域内の水質保全のために施工するものや処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質 保全上特に必要な地区において施工されるものなどがある。

 $<sup>^{27}</sup>$  農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 合併浄化槽を各戸に整備し、汚水処理を行うもの。

#### ④ 今後の具体的な方向性

- ・ 下水道管の標準耐用年数は 50 年ですが、埋設状況や管種の違いにより、その期間を超えても十分に 使用可能な下水道管もあるため、実態に即した更新周期を定めます。
- ・ 段差、落差の大きい箇所、圧送管吐出先、伏せ越し下流吐部の腐食する恐れの大きい箇所については、 2018 年度から調査を実施し、優先的に維持、管理、修繕等を計画します。
- ・ 現時点では供用開始から 27 年が経過し、標準耐用年数を経過していないため点検は実施していませんが、今後は業者委託による点検を実施します。
- ・ 点検については「状態保存」、「時間保全」、「事後保全」に分けて実施します。
- ・ 今後、2021 年度を目途に、施設の長寿命化に関する計画を策定します。
- ※ 圧送管吐出先:汚水をポンプで汲み上げて送水し、吐き出す場所
- ※ 伏せ越し下流吐部:下水管を河川等の障害物の下に通し、汚水を吐き出す場所
- ※ 状態保存:施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法
- ※ 時間保全:施設・設備の特性に応じて、あらかじめ定めた周期(目標耐用年数等)により、対策を行う管理方法

#### ⑤ 第1期における対策費用(概算)

対策内容	費用
修繕等	108,000 千円

#### ● 下水道(施設)

#### ① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原下水管理センター	4,706.31 m	1988	30	RC造		不要	
黒磯浄化センター	92.60 m	1995	23	RC造	_	不要	
農業集落排水施設 (4ヵ所)	622.60 m	2001 ~2011	7~17	RC 造	_	不要	
姫島浄化センター	150.00 m	1992	26	RC造		不要	
下水道(施設)合計	5,571.51 m						

凡例) RC 造:鉄筋コンクリート造

一:「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要:「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断 により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

#### ② 現状と課題

- ・ 市内全域で、下水道の最終処理施設を7ヵ所設置しています。(公共下水道:前原下水管理センター、特定環境保全公共下水道:黒磯浄化センター、農業集落排水:4ヵ所、漁業集落排水:姫島浄化センター)
- ・ 前原下水管理センターは平成 24 年度に長寿命化計画を策定し、平成 30 年度までに第1期更新工事が完了し、平成 31 年度より、第2期の長寿命化計画(ストックマネジメント)を策定します。
- ・ 公共下水道は年々区域が拡大し、汚水処理量が増加しているため、既存処理施設の更新や増設等を検討する必要があります。
- ・ 黒磯浄化センター及び農業集落排水施設は適正な管理を行いながら、築 20 年を経過する時期を目途に、長寿命化や設備更新計画等を策定する必要があります。
- ・ 姫島浄化センターは平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、更新工事を実施済みです。
- ③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針(総合管理計画 P.167)

平成 47 年度に計画区域の整備完了を予定しており、平成 27 年度策定済の汚水処理構想に基づくアクションプランにより取組を進める

#### ④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

16=D 674	方向	<b>与性</b>												
施設名称	機能	建物	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
前原下水管理 センター	維持	改修			$\rightarrow$	改修	改修	改修	改修	改修				$\rightarrow$
黒磯浄化センター	維持	改修				$\rightarrow$	改修	改修	改修	改修	改修		$\Rightarrow$	改修
農業集落排水 施設(4ヵ所)	維持	維持												$\rightarrow$
姫島浄化センター	維持	改修			$\rightarrow$	改修	改修							$\rightarrow$

- ・ 終末処理場の移転は困難であるため、今後も各施設の長寿命化に取り組みます。
- ・ 前原下水管理センター及び黒磯浄化センターは、2019 年度から 2021 年度にかけてストックマネジメント 計画を策定し、国の交付金を活用しながら施設の長寿命化を図ります。
- ・ 農業集落排水施設及び姫島浄化センターは改築・更新計画を策定し、国の交付金を活用しながら施設の長寿命化を図ります。
- ・ 農業集落排水施設は、将来的に公共下水道への統合が可能な地域については統合を検討します。

#### ⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原下	水管理センター					
取組方針			所管課				
改修	た施設を	対象施設は処理場、管渠、マンホールポンプで、耐用年数を経過し た施設を対象にストックマネジメント計画を策定し、順次長寿命化事 業を実施する。					
建築からの経過年	数	現在	30 年	改修時	34 年		
現施設の延床面積の推移		改修前	4,706.31 m <sup>2</sup> 改修後		4, 706. 31 m <sup>2</sup>		
備考							

施設名	黒磯浄	化センター						
取組方針			取組内容		所管課			
		対象施設は処理場、管渠、マンホールポンプで、耐用年数を経過し						
改修	た施設を	と対象にストックマネ	ジメント計画を策定	し、順次長寿命化事	下水道課			
	業を実施	直する。						
建築からの経過年	数	現在	23 年	改修時	28 年			
現施設の延床面積の推移		改修前	92. 60 m²	改修後	92.60 m²			
備考								

施設名	姫島浄	化センター			
取組方針			取組内容		所管課
改修	2022、 を実施す	2023 年度を目途に、 ける。	下水道課		
建築からの経過年数		現在	26 年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移		改修前	150. 00 m²	改修後	150.00 m²
備考					

⑥ 第1期における対策費用(概算)※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	4,548,360 千円

## Ⅲ アクションプランの推進に向けて

#### 1 第1期における目標

#### (1)公共建築物

総合管理計画において、公共建築物は現在保有している延床面積の総量を 25%削減 することを目標としています。

この目標は、計画期間の 2017 年度から 2060 年度の 44 年間で達成する削減目標であるとともに、個別施設の延床面積を 25%削減するというものではなく、市が保有する公共建築物の延床面積総量を 25%削減するというものです。

今後の公共建築物にかかる改修や建替え(更新)に必要な費用を考慮すると、なるべく早く総量削減に取り組むことが次世代の市民の負担軽減につながるとともに、将来の大規模改修や建替え(更新)に関する費用不足を解消することになります。ただし、公共施設の削減は市民生活に影響を与えるとともに、人口増加施策に取り組み、現時点で人口が増加している本市において、第1期に大幅な総量削減を進めることは市民サービスの低下を招くなど、現実的ではありません。

したがって、第1期における目標を**2.1%の総量削減**と設定し、その目標達成に向け、取組を進めていくこととします。

なお、第1期の目標達成度を踏まえ、第2期の開始年度である2031年度時点の社会 情勢を的確に捉え、第2期における目標を設定することとします。

北京小籽开门	延床面積	责 (m²)	増減	<b>冲</b> 冲卒
施設類型	2019. 3	2031. 3	$(m^2)$	増減率
市民利用施設	207, 588. 05	207, 518. 71	<b>▲</b> 69. 34	▲0.03%
コミュニティ関連施設	15, 159. 51	13, 873. 88	<b>▲</b> 1, 285. 63	<b>▲</b> 8.5%
図書館	4, 075. 25	4, 075. 25	0.00	0.0%
博物館等	6, 312. 32	5, 241. 09	<b>▲</b> 1, 071. 23	<b>▲</b> 17.0%
その他施設	8, 773. 98	13, 968. 51	5, 194. 53	59. 2%
スポーツ施設	2, 843. 66	7, 374. 01	4, 530. 35	159.3%
産業振興施設	3, 666. 10	3, 361. 60	<b>▲</b> 304. 50	▲8.3%
観光施設	923. 62	734. 38	<b>▲</b> 189. 24	<b>▲</b> 20.5%
小学校	93, 325. 40	91, 966. 40	<b>▲</b> 1, 359. 00	<b>▲</b> 1.5%
中学校	52, 722. 00	52, 722. 00	0.00	0.0%
保健衛生施設	2, 969. 31	2, 969. 31	0.00	0.0%
健康・社会福祉施設	10, 713. 91	6, 166. 93	<b>▲</b> 4, 546. 98	<b>▲</b> 42.4%
高齢者福祉施設	1, 504. 62	781.70	<b>▲</b> 722. 92	<b>▲</b> 48. 0%
児童福祉施設	4, 598. 37	4, 283. 65	<b>▲</b> 314. 72	<b>▲</b> 6.8%

※「市民利用施設:その他施設」の 2031.3 の延床面積には、民間によるサービスを提供する施設としての活用を進める現「志摩歴史資料館」(1,321.23 ㎡)の面積、主に市民が利用する複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」の改修後の想定面積(3,000.00 ㎡)と現「糸島市役所新館」(3009.23 ㎡)の面積を含みます。

施設類型		延床面積(m²)		増減	<b>冲</b> 冲空
		2019. 3	2031. 3	$(m^2)$	増減率
行政施設		43, 754. 55	45, 523. 50	1, 768. 95	4. 0%
	庁舎等	15, 978. 31	18, 973. 23	2, 994. 92	18.7%
	教育施設	341.53	341.53	0.00	0.0%
	消防施設	5, 873. 12	5, 978. 85	105. 73	1.8%
	環境施設	19, 639. 57	18, 926. 50	<b>▲</b> 713. 07	<b>▲</b> 3.6%
	その他施設	1, 922. 02	1, 303. 39	<b>▲</b> 618. 63	▲32.2%
都市関連施設		22, 208. 76	19, 149. 15	▲3, 059. 61	<b>▲</b> 13.8%
	市営住宅	22, 208. 76	19, 149. 15	<b>▲</b> 3, 059. 61	<b>▲</b> 13.8%
その他		10, 991. 08	6, 310. 46	<b>▲</b> 4, 680. 62	<b>▲</b> 42.6%
	その他施設	10, 991. 08	6, 310. 46	<b>▲</b> 4, 680. 62	<b>▲</b> 42.6%
	公共建築物合計	284, 542. 44	278, 501. 82	<b>▲</b> 6, 040. 62	▲2.1%

#### 【参考】

第1期アクションプラン期間である 2019 年度から 2030 年度までの公共建築物の延床面積の削減目標は 2.1%とします。ただし、総合管理計画を策定した 2017 年度から 2018年度にかけ、施設廃止等により公共建築物の延床面積を削減したものがあるため、上記の目標を達成すると、削減面積は 11,567.21 ㎡となり、削減率は 4.0%となります。

#### (2) インフラ施設

総合管理計画において、インフラ施設は市民生活を支えるライフラインとしての側面を有することからも、適正に維持し続けることが重要で、維持管理費用の削減により持続可能なものにしていく必要があるとしています。

したがって、インフラ施設は今後、予防保全に取り組むとともに、市民生活や市内経済活動上の利用状況等を考慮しながら、計画的・効果的なメンテナンスを施すことにより、可能な限り長寿命化を図り、徹底したライフサイクルコストの削減に努めます。

また、包括委託による維持管理費用の削減等、PPP30/PFI31をはじめとする民間

<sup>30</sup> Public Private Partnership (公民連携)。公民が連携して、公共サービスの提供を行う枠組み。

<sup>31</sup> Private Finance Initiative。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間 主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

活力の活用推進により、施設整備や維持管理・運営の効率化を図り、今後必要となる費用の抑制を図ります。

#### 2 市民参画による取組の推進

市民生活と関わりがある公共施設マネジメントの取組は、市民、議会、及び市が「今後、現状のままで施設を維持し続けることは困難」という共通認識のもとに進めることが重要であるため、総合管理計画やアクションプランにおいて定めた内容の周知については、今後も継続して取り組む必要があります。このため、地域での勉強会や出前講座の活用、ときには地域での会合等が開催される際に時間をいただき説明させていただく『押しかけ講座』を行うなど、計画等に対する理解促進に努めます。

また、各施設の築年度や延床面積等の「施設概要」、運営日数や利用者数といった「運営・利用状況」、維持管理にかかるコストや収入といった「コスト状況」を取りまとめた「施設カルテ」を毎年更新し、公表することで、公共施設の実態に関する情報についても共有を図るとともに、当該施設のあり方や方向性を検討する基礎的な資料として活用します。

なお、施設の複合、集約、廃止等の施設マネジメント及び市民利用施設の改修時のレイアウト等については説明会及びワークショップ等を適宜開催し、市民が参画する機会を設け、様々なアイデアや意見をいただきながら市民協働により取り組みます。

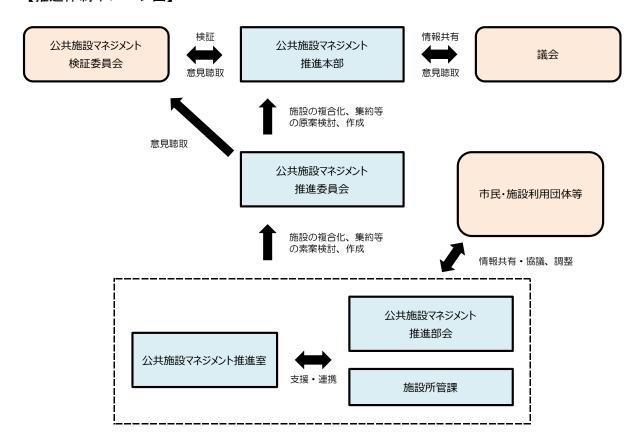
#### 3 取組の推進体制

平成30年度、総務部に公共施設マネジメント推進室を設置し、施設所管課と連携を図りながら市全体の公共施設等を横断的に取りまとめることで、これまでの所管課ごとの施設管理から脱却します。

庁内には市長、副市長、教育長と各部長で構成する「公共施設マネジメント推進本部」を設置しており、計画の変更、実施、進行管理、調整等を行い、また、必要に応じて施設所管課の課長等で構成する「公共施設マネジメント推進委員会」、施設所管課の職員で構成する「公共施設マネジメント推進部会」を開催し、全庁的な情報共有及び連携を図ります。

また、市の附属機関として設置しており、有識者や市民で構成する「公共施設マネジメント検証委員会」において意見や取組に対する検証を受け、本アクションプランで定めた取組の推進を図ります。

#### 【推進体制イメージ図】



#### 4 進行管理と見直し

本アクションプランで定めた各施設の対応方針に基づく取組を確実に推進するため、「公共施設マネジメント推進本部」において取組の進捗状況及び設定した数値目標に対する進行管理を行うとともに、PDCAサイクル<sup>32</sup>による検証を行います。

また、「公共施設マネジメント検証委員会」において、取組の進捗状況や市が実施している公共施設マネジメントの進め方等についての助言や検証をいただきながら、本取組を進めていきます。

また、総合管理計画及び本アクションプランは、長期総合計画との整合性を保ちながら、本市の人口の推移や財政状況、及びその他の社会情勢など、総合管理計画の前提となる条件が大きく変化した場合は随時必要な見直しを行います。

.

<sup>32</sup> 活動を、計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、改善 (ACTION) の一連のプロセス順に行い、繰り返していくことで、改善を推進していく こと。

#### 5 財政計画との整合

本市においては、現在、第1次糸島市長期総合計画の基本構想に掲げる将来目標人口である 102,000 人の達成に向け、各種の人口増加施策に取り組んでいます。その取組等の成果により、本市の人口は平成28年度から増加に転じ、現在も人口は増加し続けている状況です。

ただし、本市の将来人口を展望した「糸島市人口ビジョン」において、全国的な人口減少や少子高齢化が進行することに伴い、本市においても一旦増加した人口が減少すること、及び少子高齢化の進行が予測されています。

人口減少や少子高齢化の進行は、将来的な税収の減少や扶助費<sup>33</sup>等の支出増加による政策的な財源の減少を招きます。そのような中、限られた財源を公共施設等の改修や建替え(更新)ばかりに使うと、他の行政サービス等に重大な影響を与えかねず、また、次世代の糸島市民に対し、負担を押し付けることにもつながります。

そのため、中長期的な財政計画と整合を取り、公共施設等の改修や建替え(更新)については、財政負担の平準化を行い、他の行政サービスやまちの成長のための投資などの経費も確保しつつ、計画的に工夫しながら取組を進めます。

合わせて、適正な受益者負担<sup>34</sup>に基づく、施設使用料・利用料、水道・下水道料金の設定による経常経費(ランニングコスト)の財源確保を図ります。

なお、公共施設等の改修や建替え(更新)にあたっては、有利な国県補助金や合併推進債<sup>36</sup>、公共施設等適正管理推進事業債<sup>36</sup>等の起債の活用を基本とし、財政負担の軽減に努めます。

一方で、これまでと同様に持続可能な財政運営を実現するため、行政資源の有効活用 や民間活力、資金の活用など経営的な視点を取り入れることで、新たな歳入増加、歳出 削減を図るとともに、規律ある財政運営に取り組みます。

#### ※ 第1期における対策費用(概算)の合計

\_

公共建築物	インフラ施設	合計
28, 121, 426 千円	19, 621, 811 千円	47, 743, 237 千円

<sup>33</sup> 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護などのために支出する費用。

<sup>34</sup> あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求めるもの。自治体では、公共施設の使用料などがある。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために受益者負担の適正化を図ることが必要。

<sup>35</sup> 地方債の1つ。国が市町村合併を推進するためにとる地方財政措置。合併した市町村が、合併市町村基本計画(新市基本計画)に基づき、合併後に実施する公共施設等の整備事業に要する経費を対象に発行される。

<sup>36</sup> 地方債の1つ。公共施設等の集約化・複合化・長寿命化対策等を推進するための地方財政措置。財政力が弱い団体であっても必要な取組を着 実に実施できるよう、財政力に応じて交付税が措置される。

#### 6 第2期に向けた考え方

総合管理計画に定めた基本理念である「豊かな糸島生活を次世代に継承するための公 共施設マネジメント~未来の糸島へ向けた質・量・コストの最適化~」を実現するため の取組を効率的・効果的に推進するため、第1期において改修や複合、廃止等の取組対 象となっていない施設についても情報を収集し、長期的な視点を持って、第2期(2031 年度から 2040 年度)に実施すべき取組について検討を進めます。

検討にあたっては、全国的に見込まれる人口減少や少子高齢化社会等の本市における 進行状況、それに伴う税収の減少等を踏まえた財政状況を考慮するとともに、その時々 におけるまちづくりの方向性や市民ニーズ、各施設の利用状況やコスト等を的確に把握 します。

また、第1期アクションプラン期間における取組の進捗状況や成果を検証し、課題等に対する方策を第2期アクションプランに反映します。

# 参考資料 用語の説明(50音順)

	用語	解説
ア行	延命化	施設を長寿命化させるため、適切な施設保全を行う
		とともに、設備を計画的に更新させること。
カ行	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に
		供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこ
		と。都市計画法で定義される。
	開発公園	都市計画法により、開発行為の際に設置が義務付け
		られている公園、緑地又は広場。
	合併推進債	地方債の1つ。国が市町村合併を推進するためにと
		る地方財政措置。合併した市町村が、合併市町村基
		本計画(新市基本計画)に基づき、合併後に実施す
		る公共施設等の整備事業に要する経費を対象に発行
		される。
	旧耐震基準	1981 (昭和 56) 年 5 月 31 日までの建築確認 (建築
		確認済証の交付日)において適用されている基準の
		こと。
	漁業集落排水事業	漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を
		処理するもの。
	公共施設等	公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有、
		管理する建築物その他の工作物。
		具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょ
		う等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水
		道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水
		場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念。
	国県補助金 (国県支出金)	特定の事業に対して、一定の割合で国・県から交付
		される支出金。
	公共施設等適正管理推進事業債	地方債の1つ。公共施設等の集約化・複合化・長寿
		命化対策等を推進するための地方財政措置。財政力
		が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施でき
		るよう、財政力に応じて交付税が措置される。
	個別排水処理施設整備事業	合併浄化槽を各戸に整備し、汚水処理を行うもの。

カ行	コミュニティセンター	防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域
> 11		に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうとい
		う「まちづくり活動」を実践するための活動拠点。
		公民館は社会教育法に基づき運営されるが、コミュ
		ニティセンターは本市の条例に基づき運営する。
	コニーニュレジウフ	地域の抱える課題を地域住民(市民)が主体となっ
	コミュニティビジネス	
11.4=	<b>本</b> . 40 口 人	てビジネスの手法を活用し、解決していく活動。
サ行	事後保全	各種機器等が故障等の不具合が発生してから、その
	He was belower size that who	都度修理すること。
	指定管理者制度	自治体が公の施設を管理してもらうために、期間を
		定めて団体を指定すること。指定管理者制度は、そ
		れまで自治体やその外郭団体に限定していた公の施
		設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・
		財団法人・NPO 法人・市民グループなど、法人その
		他の団体に包括的に代行させることができる制度。
	集約化	複数の施設を統合すること。特に、同じような種類
		の施設を統合する場合は、効率的な運営が可能とな
		り、規模を縮小しながらも機能の重点化や充実化を
		図ることができる。
	受益者負担	あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求め
		るもの。自治体では、公共施設の使用料などがある。
		受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を
		確保するために受益者負担の適正化を図ることが必
		要。
	浚渫	海や河川などの水底の土砂をさらって取り除くこ
		と。
	静穏度	港湾における航路、泊地の静穏の度合いをいう。港
		湾内における船舶の安全かつ円滑な操船、停泊及び
		係留を可能とするため防波堤などを建設して、外洋
		の波の侵入を防ぎ静穏度を確保して、港湾施設の利
		用率を向上させる。
	新耐震基準	1981 (昭和 56) 年 6 月 1 日以降の建築確認 (建築確
		認済証の交付日)において適用されている基準のこ
		٤.
タ行	地域包括支援センター	いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活
		を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療・生活
		などに関する高齢者のための相談窓口のこと。

タ行	地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生
		命、財産を災害から守るための対策を実施すること
		を目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関
		係機関及び他の自治体の協力を得て、総合的かつ計
		画的な対策を定めた計画。
	長期総合計画	本市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなる
		計画。第1次の計画期間は平成23年度から平成32
		年度までの 10 年間。
		前期基本計画期間5年、後期基本計画期間5年に分
		かれている。
	長寿命化	既存施設の定期保全や改修等により、施設の耐久性
		や機能水準を維持向上させ、長く使用できるように
		すること。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街化区域以外において設置され
		るもので、自然公園区域内の水質保全のために施工
		するものや処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質
		保全上特に必要な地区において施工されるものなど
		がある。
	都市計画区域	農林漁業との調和を図りながら、健康で文化的な都
		市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計
		画の基本理念を達成するために指定するもの。指定
		により、都市計画法による土地利用の規制が及び、
		都市の骨格となる道路や公園、下水道などの都市施
		設を定めることができる。
		本市には二つの都市計画区域があり、福岡広域都市
		計画区域は区域区分(線引き)を決定している。二
		大都市計画区域は区域区分 (線引き) の決定はして
		いないが、用途地域を定めている。
	都市公園	都市公園法に定められる公園、緑地又は広場。
ナ行	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を
		処理するもの。
ハ行	PFI	Private Finance Initiative。
		公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民
		間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供
		を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共
		サービスの提供を図るもの。

ハ行	PDCAサイクル	活動を、計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、
		改善 (ACTION) の一連のプロセス順に行い、繰り返
		していくことで、改善を推進していくこと。
	PPP	Public Private Partnership(公民連携)。
		公民が連携して、公共サービスの提供を行う枠組み。
	複合化	複数の施設を統合して複数の機能を持った施設とす
		ること。様々な施設の組み合わせが可能で、統合に
		より規模を縮小しながらも機能の拡充が図られ、多
		様なニーズへの対応や多世代の市民利用などが実現
		できる。
	扶助費	高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護など
		のために支出する費用。
	平準化	凹凸のあるものを均して平らにすること。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	すべての人にとって、できる限り利用可能であるよ
		うに、製品、建物、環境をデザインすること。
	予防保全	各種機器等の保守を故障等の不具合が発生する前に
		計画的に行うこと。時間(期間)を基準としたり、
		状態を基準としたりする方法などがある。
ラ行	ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造、使用、廃
		棄の段階をトータルして考えたもの。建物では、計
		画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的
		な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

## 糸島市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン

2019 年 3 月 総務部 公共施設マネジメント推進室

₹819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL: 092-332-2096 FAX: 092-324-8355 E-mail: management@city.itoshima.lg.jp